

20	地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）	118
21	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する 特別措置法施行令（平成17年政令第282号）	119
22	結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）	120
23	戦傷病者特別援護法施行令（昭和38年政令第358号）	121
24	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）	122
25	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する 法律施行令（平成16年政令第310号）	123
26	国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）	124
27	地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）	126
28	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法 による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成9年政令第86号）	129

介護保険法施行令等の一部を改正する政令案

新旧対照条文目次

1	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）	1
2	老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）	84
3	社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）	90
4	生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）	91
5	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）	96
6	国有財産特別措置法施行令（昭和27年政令第264号）	100
7	防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）	102
8	社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和36年政令第286号）	1104
9	沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令 (昭和47年政令第108号)	105
10	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）	106
11	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行令 (平成元年政令第205号)	107
12	厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）	108
13	独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成15年政令第393号）	110
14	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する 特別措置法施行令（平成17年政令第257号）	111
15	障害者自立支援法施行令（平成18年政令第 号）	112
16	厚生保険特別会計法施行令（昭和19年勅令第470号）	113
17	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）	114
18	大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）	116
19	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令 (平成15年政令第324号)	117

改	正	案
---	---	---

## 日次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）

第三章 保険給付

第二節 通則（第十一条—第十二条の八）

第二節 認定（第十二条の九—第十四条）

第二節 介護給付（第十五条—第二十二条の四）

第四節 予防給付（第二十三条—第二十九条の四）

第五節 保険給付の制限等（第三十条—第三十五条）

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第五節 介護支援専門員（第三十五条の二—第三十五条の四）

第二節 指定居宅サービス事業者（第三十五条の五—第三十五条の六）

第三節 指定地域密着型サービス事業者（第三十五条の七）

第四節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）

第五節 指定介護予防サービス事業者（第二十七条の二）

第六節 指定地域密着型介護予防サービス事業者（第三十七条の三）

第七節 指定介護予防支援事業者（第三十七条の四）

第八節 介護サービス情報の公表（第三十七条の五—第三十七条の十九）

第五章 地域支援事業等（第三十七条の二十一—第三十七条の二十二）

第六章 保険料（第三十八条—第四十五条の二）

第七章 審査請求（第四十六条—第五十一条）

## 日次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）

第三章 保険給付

第一節 他の法令による給付との調整（第十一条）

第二節 認定（第十二条—第十四条）

第二節 介護給付（第十五条—第二十二条の四）

第四節 予防給付（第二十三条—第二十九条の四）

第五節 保険給付の制限等（第三十条—第三十五条）

第四章 事業者及び施設

第五節 指定居宅介護支援事業者（第三十五条の二）

第二節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）

第四章の二 地域支援事業（第二十七条の二）

第五章 保険料（第三十八条—第四十五条の二）

第六章 審査請求（第四十六条—第五十一条）

## （傍線の部分は改正部分）

附則	附則	附則
（特別会計の勘定）	（特別会計の勘定）	（特別会計の勘定）
第一条 介護保険法（以下「法」という。）第一百十五条规定する指定居宅サービス及び指定介護支援の事業並びに介護保険施設の運営を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、介護保険に関する特別会計を保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分しなければならない。	第一条 介護保険法（以下「法」という。）第七十五条に規定する指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、介護保険に関する特別会計を保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分しなければならない。	第一条 介護保険法（以下「法」という。）第七十五条に規定する指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、介護保険に関する特別会計を保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分しなければならない。
第二条 法第七条第三項第一号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。 十がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る。） 二関節リウマチ 三十五（略）	第二条 法第七条第三項第一号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。 十初老期における認知症（法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。） 七進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 八十九（略） 十一多系統萎縮症 十二十三（略）	第二条 法第七条第三項第一号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。 四シャイ・ドレー・ガーニー症候群 五初老期における認知症（法第七条第十五項に規定する認知症をいう。以下同じ。）
十四（略）	六初老期における認知症（法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。） 七進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 八十九（略） 十一多系統萎縮症 十二十三（略）	六十九（略） 九・十（略） 十一パーキンソン病 十二（略）

## (法第八条第二項及び第八条の二第一項の政令で定める者)

第二条 法第八条第二項及び第八条の二第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）とする。

一 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事

二 次項の規定により都道府県知事が指定する者（以下「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下「介護員養成研修」という。） 当該介護員養成研修事業者

前項第二号の事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一 厚生労働省令で定める基準に適合する介護員養成研修を適正に実施する能力があると認められること。

二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 養成研修修了者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

(略)

## ハ 介護員養成研修事業

業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行つた場合に、当該指示に従うこと。

3 都道府県知事は、介護員養成研修事業者が、前項各号に掲げる各号のいずれかに該当するもの（以下「福祉用具専門相談員」という。）の技術的援助及び助言を受けて行わなければならない。

## イ 保健師

## 二 看護師

## 三 看護師

## 四 理学療法士

## 五 作業療法士

## 六 社会福祉士

## 七 介護福祉士

## 八 痢疾装具上

第三条の二 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売（以下「福祉用具貸与等」という。）は、福祉用具（法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。）の選定に当たり必要な専門的知識を有する者として次の各号のいずれかに該当するもの（以下「福祉用具専門相談員」という。）の技術的援助及び助言を受けて行わなければならない。

## (福祉用具の貸与の方法等)

該訪問介護員養成研修事業者に係る第一項第一号の指定を取り消すことができる。

4 前三項に規定するもののほか、養成研修修了者に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

該訪問介護員養成研修事業者に係る第一項第一号の指定を取り消すことができる。

4 前三項に規定するもののほか、訪問介護員に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(法第七条第六項の政令で定める者)

第三条 法第七条第六項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「訪問介護員養成研修事業者」という。）とする。

一 都道府県知事の行う訪問介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事

二 次項の規定により都道府県知事が指定する者（以下「訪問介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下「訪問介護員養成研修」という。） 当該訪問介護員養成研修事業者

前項第二号の事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一 厚生労働省令で定める基準に適合する訪問介護員養成研修を適正に実施する能力があると認められること。

二 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 訪問介護員について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

(略)

## ハ 訪問介護員養成研修事業

業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行つた場合に、当該指示に従うこと。

3 都道府県知事は、訪問介護員養成研修事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなつたと認められるときは、当

2 | 九 厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する講習会（以下「福祉用具専門相談員指定講習会」という。）の課程を修了し、当該講習会を行つた者から当該講習会を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十 都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習会と同程度以上の講習と認めたものの課程を修了し、当該講習を行つた者から当該講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十一 前項第九号の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする講習会を行う者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められるものについて、当該都道府県知事が行う。

一 中請者が、福祉用具専門相談員指定講習会を適正に実施する能力があると認められること。

二 中請者が、次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 前項第九号の証明書の交付を受けた者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

ロ 厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。

ハ 福祉用具専門相談員指定講習会事業の実施に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行つた場合に、当該指示に従うこと

3 都道府県知事は、福祉用具専門相談員指定講習会を行ふ者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなつたと認められるときは、第一項第九号の指定を取り消すことができる。

4 前三項に規定するものほか、福祉用具専門相談員に関することその他の福祉用具貸与等の方法に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(法第八条第二十六項の政令で定める療養病床等)

第四条 法第八条第二十六項の政令で定める療養病床は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床のうち、その従業者の人員、設備及び運営に関する基準であつて厚生労働大臣が定めるものとする。

2 法第八条第二十六項の政令で定める病床は、七として認知症である老人(当該認知症に伴つて著しい精神症状(特に著しいものを除く。)を呈する者又は当該認知症に伴つて著しい行動異常(徇省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。

(法第七条第二十三項の政令で定める療養病床等)

第四条 法第七条第二十三項の政令で定める療養病床は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床のうち、その従業者の人員、設備及び運営に関する基準であつて厚生労働省令で定めるものに適合するものとする。

2 法第七条第二十三項の政令で定める病床は、七として認知症である老人(当該認知症に伴つて著しい精神症状(特に著しいものを除く。)を呈する者又は当該認知症に伴つて著しい行動異常(徇省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること)。

特に著しいものを除く。)がある者に限るものとし、その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)を入院させることを目的とした病床であつて、厚生労働大臣が定める員数の看護師その他の従業者を有し、かつ、厚生労働大臣が定める看護の体制その他の看護に関する基準に適合するものとする。

(介護認定審査会の委員の定数の基準)

第五条 法第十五条第一項に規定する認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数に係る同項に規定する政令で定める基準は、認定審査会の要介護認定(要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定及び要介護認定の取消しを含む。第四十六条において同じ。)又は要支援認定(要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定及び要支援認定の取消しを含む。同条において同じ。)に係る審査及び判定の件数その他の事情を勘案して、各市町村が必要と認める数その他の事情を勘案して、各市町村が必要と認める数の審査会に設置することができる数であることとする。

第三章 保険給付

第二章 保険給付  
第十一节 通則

第十一 条 (略)

(指定市町村事務受託法人の指定)

第十一 条の二 法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人(以下「指定市町村事務受託法人」という。)の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事務(以下「受託事務」という。)を受託しようとする者の申請により、受託事務を行う事務所(以下この節において單に「事務所」という。)ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、法第十四条の一第一項の

指定をしてはならない。

(指定の更新)

第十二条の三 法第二十四条の二第一項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2| 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3| 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4| 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

(変更の届出等)

第十三条の四 指定市町村事務受託法人は、当該指定に係る事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該受託事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2| 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を、指定市町村事務受託法人に事務を委託している市町村長に通知しなければならない。

(報告等)

第十三条の五 都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定市町村事務受託法人若しくは当該指定に係る事務所の従業者若しくは指定市町村事務受託法人若しくは当該指定に係る事務所の従業者若しくは指定市町村事務受託法人であつた者等に対し山頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事務受託法人の当該指定に係る事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2| 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3| 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告、命令等)

第十四条の六 都道府県知事は、指定市町村事務受託法人が、当該指定に係る法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該指定市町村事務受託法人に対し、期限を定めて、同項の厚生労働省令で定める要件を満たすべきことを勧告することができる。

2| 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定市町村事務受託法人が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3| 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定市町村事務受託法人が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定市町村事務受託法人に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4| 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

市町村は、指定市町村事務受託法人について、法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める要件を満たしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係る事務所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

- 第十一条の七 都道府県知事は、指定市町村事務受託法人が厚生労働省令で定める場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。  
 2 市町村は、受託事務を行った指定市町村事務受託法人について前項の厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事務所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)

第十二条の八 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 法第二十四条の二第一項の指定をしたとき。

- 二 第十二条の四第一項の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るもの）があつたとき。

- 三 前条第一項の規定により法第二十四条の二第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

第二節 認定

(要介護状態区分の変更の認定に関する読み替え)

- 第十二条の九 法第二十九条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替え る規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七条第四項		
第二十七条第二項	前項	
第二十七条第三項	第一項	前項
第二十七条规定	第一項	第二十九条第二項に おいて準用する前項
前項	第一項	第二十九条第二項に おいて準用する第二 項
要介護状態に該当	現に受けている要介 護認定に係る要介護 状態区分以外の要介 護状態区分に該当	第二十九条第二項に おいて準用する前項
前項	第二十九条第二項に おいて準用する前項	第二十九条第二項に おいて準用する前項
第二十七条第五項	第二十九条第二項に おいて準用する前項	第二十九条第二項に おいて準用する前項
前項		
第二十七条第六項		

第二節 認定

第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項

第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項

第十二条 法第三十条第一項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第二十八条第五項	第二十七条第七項前段	第二十七条第六項	第二十七条第五項	第二十七条规定	第二项	第三十条第二項において準用する第二項	第三十条第二項において準用する前項	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定に係る
前項において準用する前条第二項の	第五項	第五項	前項	要介護状態に該当	第一項の申請	前項	第三十条第二項において準用する前項	現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当
要介護状態区分の変更の認定に係る	第三十条第二項において準用する第五項	第三十条第二項において準用する第三項	第三十条第二項において準用する前項	第三十条第二項において準用する前項	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定	第三十条第二項において準用する前項	第三十条第二項において準用する前項	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定
前項において準用する								

第二十七条第三項	第二十七条第二項	第一項の申請があつた	当該申請	第二十七条第三項	第一項の申請があつた	当該申請	第二十七条第二項	前項の申請があつた
前項の申請があつた				第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認める	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる
				第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる

(要介護状態区分の変更の認定に関する読み替え)  
第十二条 法第三十条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第二十七条第六項	第二十七条第一項	第一項の申請があつた	当該申請	第二十七条第六項	第一項の申請があつた	当該申請	第二十七条第一項	前項の申請があつた
第一項の申請があつた				第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる
				第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定のために必要な認定のため必要があると認められる

第二十七条第七項	第一項の申請	第三十条第一項の要介護状態区分の変更の認定				
第一項の申請						

要介護状態に該当すること、その該当する要介護状態区分及ぶその要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾患によって生じたものであること。	要介護状態に該当すること、その該当する要介護状態区分及ぶその要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾患によって生じたものであること。	要介護状態に該当すること及びその該当する要介護状態区分	要介護状態に該当すること	要介護状態に該当すること及びその該当する要介護状態区分
要介護認定の取消しないこと。その該当する要介護状態区分及びその要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾患によって生じたものであること。	要介護認定の取消しなくなつたこと。	要介護認定の取消し	要介護認定の取消し	要介護認定の取消しなくなつたこと。
第一項の申請	前項	第一項	第一項の申請があつた	第一項の申請があつた
第二十七条第四項	第二十七条第三項	第二十七条第一項	第二十七条第一項の申請があつた	第二十七条第一項の申請があつた

（要介護認定の取消しに関する読み替え）	（要介護認定の取消しに関する読み替え）	（要介護認定の取消しに関する読み替え）	（要介護認定の取消しに関する読み替え）	（要介護認定の取消しに関する読み替え）
第十三条 法第三十一条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。				
第二十八条第七項	第二十八条规定中読み替える規定	第二十七条第二項	第二十七条第二項の規定中読み替える規定	第二十七条第二項
第二十八条第八項	第五項	第五項	第五項	第五項

（要介護認定の取消しに関する読み替え）	（要介護認定の取消しに関する読み替え）	（要介護認定の取消しに関する読み替え）	（要介護認定の取消しに関する読み替え）	（要介護認定の取消しに関する読み替え）
第十三条 法第三十一条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。				
第二十八条第七項	第五項	第五項	第五項	第五項
第二十八条第八項	第五項	第五項	第五項	第五項

第二十七条第六項	次項	第五項	
第二十八条第七項		前項	
第二十八条第六項		前項において準用する前項	(要支援状態区分の変更の認定に関する読み替え)
第二十八条第五項		前項において準用する前項	第二十三条の二法第三十三条の二第二項の規定による技術的読み替え
			は、次の表のとおりとする。

第二十七条第七項前段	第三項	前項	第三十一一条第二項に
第二十七条第六項	第二項	第五項	第三十二条第二項に
第二十八条第五項前段	第五項	第五項	第三十三条第二項に
第二十八条第六項	前項	前項	第三十四条第二項に
第二十八条第七項	前項	前項	第三十五条第二項に
			において準用する前項
			において準用する次項
			において準用する前項

法の規定中読み替える規定	読み替える字句
第二十八条第五項	前項において準用する前条第二項の
る規定	読み替えられる字句
第二十九項	第二項

第十二条の二 法第二十二条の二 第二項の規定による技術的読み替え  
は、次の表のとおりとする。

第三十二条第九項	第一項	要支援者	第四項
第三十二条第八項	第三十三条の二第二項において準用する	第三十三条の二第二項において準用する	第三十三条の二第二項において準用する
第三十二条第六項	第四項	第四項	第四項
第三十二条第五項	第二項	要支援者又は支援状態区分の変更を認定すべき者	第三十三条の二第二項において準用する

第三十二条第五項	前項	要支援状態に該当	第一項	前項	第三十二条の二第二項において準用する前項	第三十二条の二第二項において準用する前項	第三十二条の二第二項において準用する前項	第三十二条の二第二項において準用する前項
第三十二条第四項	前項	現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当	第二項	前項	第三十三条の二第二項において準用する前項	第三十三条の二第二項において準用する前項	第三十三条の二第二項において準用する前項	第三十三条の二第二項において準用する前項

第二十八条第五項	法の規定中読み替え る規定	読み替える字句	読み替えられる字句	(要支援認定の取消しに関する読み替え)
第二十九条第一項	前項において準用す る規定	読み替える字句	読み替えられる字句	(要支援認定の取消しに関する読み替え)
第三十条第一項	前項	前項	前項において準用する	第三十条第一項において準用する
第三十一条第一項	前項	前項	第三十二条の二第一項において準用する	第三十二条の二第一項において準用する

第二十九条第一項	前項	前項	前項において準用する	第三十二条の二第一項において準用する
第三十条第一項	前項	前項	第三十二条の二第一項において準用する	第三十二条の二第一項において準用する
第三十一条第一項	前項	前項	第三十二条の二第一項において準用する	第三十二条の二第一項において準用する
第三十二条第一項	前項	前項	第三十二条の二第一項において準用する	第三十二条の二第一項において準用する
第三十三条第一項	前項	前項	第三十二条の二第一項において準用する	第三十二条の二第一項において準用する

第十四条 法第三十四条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第十四条 法第三十四条第一項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

(地域密着型介護サービス費及び指定地域密着型サービス事業者に関する説替え)  
第十五条の二 法第四十一条の二第九項の規定による技術的説替えは、次の表のとおりとする。

第三十二条第六項前段	第三十二条第五項前段	第三十二条第四項前段	第三十二条第五項前段	第三十二条第六項前段
第四項	前項	前項	前項	前項

要支援状態に該当すること及びその該当する要支援状態区分する要支援状態区分する要支援状態に該当すること、その該当する要支援状態区分及びその要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであること。

第三十二条第三項	第三十二条第二項	第三十二条第八項	第三十二条第七項	第三十八条第六項
第一項の申請	同項の申請	前項の申請	前項	前項
第三十四条第一項の要支援認定の取消し	第三十四条第二項の要支援認定の取消し	第三十四条第二項の要支援認定の取消し	第三十四条第二項の要支援認定の取消し	第三十四条第二項の要支援認定の取消し
第三十四条第一項において準用する前項	第三十四条第二項において準用する前項	第三十四条第二項において準用する前項	第三十四条第二項において準用する前項	第三十四条第二項において準用する前項
第三十四条第一項の要支援認定の取消し	第三十四条第二項の要支援認定の取消し	第三十四条第二項の要支援認定の取消し	第三十四条第二項の要支援認定の取消し	第三十四条第二項の要支援認定の取消し

第三十二条第三項	第一項の申請	並びに前項の申請	要支援認定の取消し
第三十四条第一項の要支援認定の取消し	第三十四条第二項の要支援認定の取消し	並びに同項の要支援認定の取消し	要支援認定の取消し

法の規定中読み替え る規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------------	-----------	---------

第四十一条第三項	指定居宅サービスを 指定地域密着型サ ービスを	指定居宅サービスを 指定地域密着型サ ービスを
第四十一條第八項	指定居宅サービス事 業者	指定居宅サービス事 業者
第四十一條第十項	指定居宅サービス事 業者	指定居宅サービス事 業者
第四十一條第十一項	前項	前項
第四十二条の三第一項第三号の政令で定めるとき	第四十二条の二第九 項において準用する 前項	第四十二条の二第八 項において準用する 前項

第十五条の三 法第四十二条の二第一項第三号の政令で定めるとき

(法第四十二条の三第一項第三号の政令で定めるとき)

は、次のとおりとする。

- 一 要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。次号において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 法第四十二条の三第二項第二号に規定する要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス（法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

（居宅介護サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法）

第十六条 法第四十三条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第四十二条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合（第三号の場合を除く。）当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この条において同じ。）若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は法第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費として支して支給するものとした場合における法第四十三条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

（居宅介護サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法）

第十六条 法第四十三条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第四十三条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合（第三号の場合を除く。）当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて法第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額

二 法第四十三条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合（次号の場合を除く。）当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は法第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を得た額

三 法第四十三条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなり、かつ、同条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合（当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は法第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を得た額

三 法第四十三条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなり、かつ、同条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合（当該居宅サービス又はこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号の厚生労働大臣が定められた料金により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を得た額

（法第四十九条第一項第二号の政令で定めるとき）  
第二十二条 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第五十条の規定が適用される場合においては、百分の百）を同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「市町村特例割合」という。）で除して得た割合（次項第一号において「市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等（法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が三万七千二百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）を除く。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保

（高額介護サービス費）  
第二十二条 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第五十条の規定が適用される場合においては、百分の百）を同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「市町村特例割合」という。）で除して得た割合（次項第一号において「市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

（高額介護サービス費）  
第二十二条 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第五十条の規定が適用される場合においては、百分の百）を同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「市町村特例割合」という。）が三万七千二百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）を除く。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円

護者（以下「被保護者」という。）を除く。以下この項、次項及び第五項において同じ。」に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要介護被保險者按分率（要介護被保險者が当該月に受けた居宅サービス等による第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保險者負担合算額」という。）を乗じて得た率をいう。）を利用する負担合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

（略）

一 要介護被保險者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給（以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他厚生労働省令で定める給付が行われるべき居宅サービス等（以下この号及び次項において「特定給付対象居宅サービス等」という。）を受けた場合に、当該特定給付対象居宅サービス等（居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費の支給の対象となる部分に限る。）について当該要介護被保險者がなお負担すべき額

三 居宅要支援被保險者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保險者をいう。以下同じ。）（被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二第二項、第三項及び第五項において同じ。）が受けた介護予防サービス等（次号に規定する特定給付対象介護予防サービス費若しくは特例地城密着型介護予防サービス費又は施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費の支給の対象となる部分に限る。）について当該要介護被保險者がなお負担すべき額

三 居宅要支援被保險者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保險者をいう。以下同じ。）（被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二第二項、第三項及び第五項において同じ。）が受けた居宅サービス又はこれに相当するサービス（次号に規定する特定給付対象居宅サービスを除く。）に係る居宅支援サービス費及び特例居宅支援サービス費の合計額（以下「支援サービス費及び特例地城密着型介護予防サービス費の合計額（以下「介護予防サービス費合計額」という。）に九十分の十（法第六十条の規定が適用される場合にあっては、百分の百から同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二第一項において「市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二において同じ。）を乗じて得た額

二 要介護被保險者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給（以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他厚生労働省令で定める給付が行われるべき居宅サービス等（以下この号及び次項において「特定給付対象居宅サービス等」という。）を受けた場合に、当該特定給付対象居宅サービス等（居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費の支給の対象となる部分に限る。）について当該要介護被保險者がなお負担すべき額

三 居宅要支援被保險者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保險者をいう。以下同じ。）（被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二第二項、第三項及び第五項において同じ。）が受けた居宅サービス又はこれに相当するサービス（次号に規定する特定給付対象居宅サービスを除く。）に係る居宅支援サービス費及び特例居宅支援サービス費の合計額（以下「支援サービス費及び特例地城密着型介護予防サービス費の合計額（以下「介護予防サービス費合計額」という。）に九十分の十（法第六十条の規定が適用される場合にあっては、百分の百から同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二第一項において「市町村特例割合」という。）に九十分の十（法第六十条の規定が適用される場合にあっては、百分の百から同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二第一項において「市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二において同じ。）を乗じて得た額

除して得た割合。第二十九条の二において同じ。）を乗じて得た額

四 居宅要支援被保險者が原子爆弾一般疾病医療費の支給その他の第二号に規定する厚生労働省令で定める給付が行われるべき介護予防サービス等（以下この号及び第二十九条の二第三項において「特定給付対象介護予防サービス等」という。）を受けた場合に、当該特定給付対象介護予防サービス費（居宅支援サービス費若しくは特例地城密着型介護予防サービス費の支給の対象となる部分に限る。）について当該居宅要支援被保險者がなお負担すべき額

三 居宅要支援被保險者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保險者をいう。以下同じ。）（被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二第二項、第三項及び第五項において同じ。）が受けた居宅サービス又はこれに相当するサービス（次号に規定する特定給付対象居宅サービスを除く。）に係る居宅支援サービス費及び特例居宅支援サービス費の合計額（以下「支援サービス費及び特例地城密着型介護予防サービス費の合計額（以下「介護予防サービス費合計額」という。）に九十分の十（法第六十条の規定が適用される場合にあっては、百分の百から同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二第一項において「市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二において同じ。）を乗じて得た額

（略）

5 第二項の場合において、要介護被保險者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その届する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス

等のあつた月の属する年度（居宅サービス等のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十九条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（第七項において「市町村民税世帯非課税者」という。）

（略）

6 要介護被保險者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（居宅サービス等のあつた月が一月

（略）

7 要介護被保險者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（居宅サービス等のあつた月が一月

から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法第一百九十二条第一項第十二号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が八十万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年国民年金等改正法」という。）附則第二十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十一年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対する支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかるらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8 要介護被保険者が法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は介護保険施設（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付（第二十九条の二第八項において「特定公費負担給付」という。）が行われるべき居宅サービス等を受けた場合又は被保護者である要介護被保険者が指定居宅サービス事業者等に支払うものとする

9 （略）  
要介護被保険者が同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合は、当該要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかつたときは、市町村は、当該居宅サービス事業者等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護サービス費として要介護被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。

10 9 （略）  
要介護被保険者が同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合は、当該要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第二項から前項までの規定の適用については、当該要介護被保険者は当該月を通じて要介護被保険者であつたものとみなし、当該月に当該要介護被保険者が受けた介護予防サービス等に関して支給される介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費は、居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給されるものとみなす。

（略）

（介護予防サービス費及び指定介護予防サービス事業者に関する規定）  
読み替え

第二十三条 法第五十三条第七項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替え る規定	読み替えられる字句
指定居宅サービスを	指定介護予防サービ

から五月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあつた月が一月から五月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十二号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が八十万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十一年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対する支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかるらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8 要介護被保険者が法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は介護保険施設（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付（第二十九条の二第八項において「特定公費負担給付」という。）が行われるべき居宅サービス等を受けた場合又は被保護者である要介護被保険者が指定居宅サービス事業者等について居宅サービス等を受けた場合において、当該居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかつたときは、市町村は、当該居宅サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護サービス費として要介護被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。

9 （略）  
要介護被保険者が同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合は、当該要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第二項から前項までの規定の適用については、当該要介護被保険者は当該月を通じて要介護被保険者であつたものとみなし、当該月に当該要介護被保険者が受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに関して支給される居宅支援サービス費又は特例居宅支援サービス費は、居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費として支給されるものとみなす。

法の規定中読み替え る規定	読み替えられる字句
指定居宅サービスを	指定居宅サービス

第四十一条第八項	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者	（地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）
	業者	業者	（地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）
	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者	（地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）
	業者	業者	（地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）
第四十一条第二項	指定居宅サービスを	指定居宅サービスを	（地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）
	業者	業者	（地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）
	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者	（地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）
	業者	業者	（地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	

に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。次号において同じ。）を受けた場合において必要があると認めるとき。

三 法第五十四条第一項第三号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

一 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。次号において同じ。）を受けた場合において必要があると認めるとき。

（地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）

第二十四条の二 法第五十四条の二第九項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。次号において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 法第五十四条第一項第三号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

（法第五十四条第一項第四号の政令で定めるとき）

第二十四条 法第五十四条第一項第四号に規定する政令で定めるとときは、次のとおりとする。

一 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。第三号において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

一 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービス（法第五十三条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。第三号において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

（法第五十四条第一項第四号の政令で定めるとき）

第二十四条 法第五十四条第一項第四号に規定する政令で定めるとときは、次のとおりとする。

一 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービス（法第五十三条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。第三号において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

一 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。次号において同じ。）を受けた場合において必要があると認めるとき。

（法第五十四条第一項第四号の政令で定めるとき）

第二十四条 法第五十四条第一項第四号に規定する政令で定めるとときは、次のとおりとする。

一 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービス（法第五十三条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。第三号において同じ。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

一 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。次号において同じ。）を受けた場合において必要があると認めるとき。

第四十一条第八項	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者	（地域密着型介護被保険者）
	業者	業者	（地域密着型介護被保険者）
	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者	（地域密着型介護被保険者）
	業者	業者	（地域密着型介護被保険者）
第四十一条第二項	指定居宅サービスを	指定居宅サービスを	（地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）
	業者	業者	（地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）
	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者	（地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）
	業者	業者	（地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	

第四十一条第八項	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者	（地域密着型介護被保険者）
	業者	業者	（地域密着型介護被保険者）
	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者	（地域密着型介護被保険者）
	業者	業者	（地域密着型介護被保険者）
第四十一条第二項	指定居宅サービスを	指定居宅サービスを	（地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）
	業者	業者	（地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）
	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービス事業者	（地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）
	業者	業者	（地域密着型介護予防サービス費及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する読み替え）
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	

受けようとする居宅  
要介護被保険者  
認知症対応型共同生  
活介護を除く。以下  
この条において同じ  
（）を受けるとす  
る居宅要支援被保険  
者

受けようとする居宅  
要介護被保険者  
認知症対応型共同生  
活介護を除く。以下  
この条において同じ  
（）を受けるとす  
る居宅要支援被保険  
者

第四十一条第十項	居宅要介護被保険者	居宅要支援被保険者	護予防サービス
第四十一条第十一項	前項	第五十四条の二第九項において準用する前項	第五十四条の二第八項において準用する前項

(法第五十四条の三第一項第三号の政令で定めるとき)

第二十四条の三 法第五十四条の三第一項第三号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。

一 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定地域密着型介護予防サービス(法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。次号において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 法第五十四条の三第一項第二号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

(介護予防サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十五条 法第五十五条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号において、必要があると認めること。

一 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合(第三号の場合を除く。) 当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は法第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス(ビス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額。

二 法第五十五条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合(次号の場合を除く。) 当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は法第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス(ビス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額。

三 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなり、かつ、同条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合(当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は法第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス(ビス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額)。

四 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなり、かつ、同条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合(当該居宅サービス費又はこれに相当するサービスについて法第五十三条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅支援サービス費又は特例居宅支援サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額)。

(居宅支援サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十五条 法第五十五条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号において、必要があると認めること。

一 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合(第三号の場合を除く。) 当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて法第五十三条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅支援サービス費又は特例居宅支援サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額。

二 法第五十五条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合(次号の場合を除く。) 当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて法第五十三条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅支援サービス費又は特例居宅支援サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額。

三 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなり、かつ、同条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合(当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて法第五十三条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅支援サービス費又は特例居宅支援サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額)。

特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合において、必要があると認めること。

一 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合(第三号の場合を除く。) 当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は法第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス(ビス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額)。

二 法第五十五条第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超えることとなる場合(次号の場合を除く。) 当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は法第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス(ビス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額)。

場合における法第五十五条规定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額又は同条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額のうちいかが大きい方の額を控除して得た額

(介護予防福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十六条 法第五十六条规定する政令で定めるところにより算定した額は、現に特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該特定介護予防福祉用具の購人に係る介護予防福祉用具購入費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(介護予防住宅改修費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十七条 法第五十七条规定する政令で定めるところにより算定した額は、現に住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該住宅改修に係る介護予防住宅改修費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(介護予防サービス計画費及び指定介護予防支援事業者に関する規定) 読替え

第二十八条 法第五十八条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替えられる字句	読み替える字句	法の規定中読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	指定居宅サービスを	第四十一条第八項	指定居宅サービス事業者
第四十一条第十項	居宅要介護被保険者	第四十一一条第十一項	居宅要介護被保険者
第五十八条第六項	第五十八条第七項において準用する前項	第五十八条第六項	第五十九条第一項第三号の政令で定めるとき

(法第五十九条第一項第三号の政令で定めるとき)

第二十九条 法第五十九条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。

を控除して得た額又は同条第四項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額のうちいかが大きい方の額を控除して得た額

(居宅支援福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十六条 法第五十六条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該特定福祉用具の購入に係る居宅支援福祉用具購入費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(居宅支援住宅改修費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)

第二十七条 法第五十七条规定する政令で定めるところにより算定した額は、現に住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該住宅改修に係る居宅支援住宅改修費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(居宅支援サービス計画費及び指定居宅介護支援事業者に関する規定) 読替え

第二十八条 法第五十八条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替えられる字句	読み替える字句	法の規定中読み替えられる字句	読み替える字句
第四十六条第四項及び第五項	居宅要介護被保険者	第四十六条规定	第五十八条第一項
第四十六条规定	第五十八条规定	第四十六条规定	第五十八条第一項から第七項まで
第五十八条第六項	第五十九条第一項第三号の政令で定めるとき	第五十八条第六項	第五十九条第一項第三号の政令で定めるとき

第二十九条の二 法第六十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額に九十分の百（法第六十条の規定が適用される場合にあっては、百分の百を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が三万七千二百円を超える場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要支援被保険者按分率（居宅要支援被保險者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第二十二条の二第一項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（以下「居宅要支援被保險者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

3 居宅要支援被保険者が特定給付対象介護予防サービス等を受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が三万七千二百円を超えるときは、当該得た額から三万七千二百円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が一万五千円を超えるときは、当該得た額から一万五千円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

5 第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいず

れかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「三万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等のあつた月の属する年度（介護予防サービス等のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である者（第七項において「市町村民税世帯非課税者」という。）

二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第二十二条の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前項第二号に掲げる者を除く。）であるときは、第二項中「二万七千二百円」とあるのは、「一万五千円」とする。

6 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第二十二条の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前項第二号に掲げる者を除く。）であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「一万五千円」とする。

7 居宅要支援被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年（介護予防サービス等のあつた月が一月から六月までの場合は、前々年）中の公的年金等の年金等の収入金額及び当該介護予防サービス等のあつた月の属する年の前半（当該介護予防サービス等のあつた月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額の合計額が八十万円以下である場合は、第二十九条の二 法第六十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに係る利用者負担世帯合算額が三万七千二百円を超える場合に、当該月に居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要支援被保険者按分率（居宅要支援被保險者が当該月に受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに係る第二十二条の二第一項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（以下「居宅要支援被保險者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

2 高額居宅支援サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る利用者負担世帯合算額が三万七千二百円を超える場合に、当該月に居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要支援被保険者按分率（居宅要支援被保險者が当該月に受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに係る第二十二条の二第一項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（以下「居宅要支援被保險者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

3 居宅要支援被保険者が特定給付対象居宅サービスを受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象居宅サービスに係る支援サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が三万七千二百円を超えるときは、当該得た額から三万七千二百円を控除して得た額を高額居宅支援サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた居宅サービス又はこれに相当するサービスに係る支援サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額が三万七千二百円を超えるときは、当該得た額から三万七千二百円を控除して得た額を高額居宅支援サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

5 第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいず

万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であつて、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に對して支給される高額介護予防サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかるわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8 居宅要支援被保険者が法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者等」という。）について特定公費負担給付が行われるべき介護予防サービス等を受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者等について介護予防サービス等を受けた場合において、当該介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかつたときは、市町村は、当該介護予防サービス等に要した費用のうち第二項又は第四項の規定による高額介護予防サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定介護予防サービス事業者等に支払うものとする。

9 前項の規定による支払があつたときは、居宅要支援被保険者に對し、第三項又は第四項の規定による高額介護予防サービス費の支給があつたものとみなす。

10 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、第二項から前項までの規定は適用しない。

第四十一条第十項	前項	居宅要介護被保険者	指定居宅サービス事業者	特定人所者	高額介護予防サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。 (特定人所者介護予防サービス費及び特定介護予防サービス事業者に関する読み替え)	第四十一条第八項	指定居宅サービスを業者	特定居宅サービス事業者	特定人所者	高額介護予防サービス費の支給に関する手續について必要な事項は、厚生労働省令で定める。 (特定人所者介護予防サービス費及び特定介護予防サービス事業者に関する読み替え)	第四十一一条第三項	読み替えられる字句	読み替える字句
----------	----	-----------	-------------	-------	---	----------	-------------	-------------	-------	---	-----------	-----------	---------

第五十五条の二第六项	第一項	特定人所者介護サ-ビス	前項	第六十一条の二第七项	高額居宅支援サ-ビス費及び特定居宅サ-ビス事業者に関する読み替え	第五十五条の二第五项	特定介護保険施設等	特定人所者介護サ-ビス	特定人所者介護サ-ビス	高額居宅支援サ-ビス費及び特定居宅サ-ビス事業者に関する読み替え	第五十五条の二第四项	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----	-------------	----	------------	----------------------------------	------------	-----------	-------------	-------------	----------------------------------	------------	-----------	---------

合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であつて、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた居宅サ-ビス又はこれに相当するサ-ビスに係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額居宅支援サ-ビス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に對して支給される高額居宅支援サ-ビス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかるわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8 居宅要支援被保険者が法第四十一条第一項に規定する指定居宅サ-ビス事業者（以下この項において「指定居宅サ-ビス事業者等」という。）について特定公費負担給付が行われるべき居宅サ-ビス若しくはこれに相当するサ-ビスを受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者について介護予防サービス等を受けた場合において、当該介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかつたときは、市町村は、当該介護予防サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護予防サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定介護予防サービス事業者等に支払うものとする。

9 前項の規定による支払があつたときは、居宅要支援被保険者に對し、第三項又は第四項の規定による高額居宅支援サ-ビス費の支給があつたものとみなす。

10 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた居宅サ-ビス又はこれに相当するサ-ビスについては、第二項から前項までの規定は、適用しない。

項	第五十一条の二二第八	第五十一条の二二第七	特定介護保険施設等	特定介護保険施設等
特定介護保険施設等	特定入所者介護サー ビス費	特定入所者介護サー ビス費	特定入所者介護サー ビス費	特定入所者介護サー ビス費
特定居宅サービス事 業者	特定居宅サービ ス事業者	特定居宅サービ ス事業者	特定居宅サービ ス事業者	特定居宅サービ ス事業者
滞在	滞在	滞在	滞在	滞在
前項	前項	前項	前項	前項
同条第四項において 準用する前項	同条第四項において 準用する前項	同条第四項において 準用する前項	同条第四項において 準用する前項	同条第四項において 準用する前項
業者	特定居宅サービ ス事業者	特定居宅サービ ス事業者	特定居宅サービ ス事業者	特定居宅サービ ス事業者
ビス費	ビス費	ビス費	ビス費	ビス費
第一項、第二項及び 前項	第一項、第二項及び 前項	第一項、第二項及び 前項	第一項、第二項及び 前項	第一項、第二項及び 前項
特定入所者介護サー ビス費	特定入所者介護サー ビス費	特定入所者介護サー ビス費	特定入所者介護サー ビス費	特定入所者介護サー ビス費
第五十一条の二二第一 項及び第二項並びに 同条第四項において 準用する第五十一条 の二第六項	第五十一条の二二第一 項及び第二項並びに 同条第四項において 準用する第五十一条 の二第六項	第五十一条の二二第一 項及び第二項並びに 同条第四項において 準用する第五十一条 の二第六項	第五十一条の二二第一 項及び第二項並びに 同条第四項において 準用する第五十一条 の二第六項	第五十一条の二二第一 項及び第二項並びに 同条第四項において 準用する第五十一条 の二第六項

第五十二条の二第九		項
前各項		
第六十二条の二第一	第六十二条の二第一	業者
特定介護保険施設等	特定人所者介護サー ビス費	第三項まで及 び同条第四項にお いて準用する第五十一 条の二第四項から第 八項まで
特定居宅サービス事 業者	特定人所者支援サー ビス費	

2 法第六十一条の二第四項において准用する法第五十一条の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

				法の規定中読み替える規定
第四十一条第八項				読み替える字句
業者	指定居宅サービス事	指定居宅サービス	居宅要介護被保険者	指定居宅サービスを
業者	特定居宅サービス事	特定居宅サービス事	特定人所者	特定居宅サービスを

一 義肢装具法（昭和六十二年法律第六十号）
二 精神保健福祉法（平成九年法律第一百三十一号）
三 障害者自立支援法（平成十七年法律第一百二十三号）
四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第一百二十四号）
五 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）
六 社会福祉法上及び介護福祉法上法（昭和六十二年法律第三十号）
七 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十一年法律第一百三十七号）
八 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）
十 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
十一 契約法（昭和三十五年法律第一百四十五号）
十二 薬剤師法（昭和三十五年法律第一百四十六号）
十三 老人福祉法（昭和二十八年法律第一百三十三号）
十四 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十一年法律第一百三十七号）
十五 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）
十六 社会福祉法上及び介護福祉法上法（昭和六十二年法律第三十号）
十七 精神保健福祉法（平成九年法律第一百三十一号）
十八 障害者自立支援法（平成十七年法律第一百二十三号）
十九 言語聴覚士法（昭和六十二年法律第六十号）
二十 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第一百二十四号）

第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の一第二項第五号、第一百十五条の十一第二項第五号及び第一百十五条の二十第二項第四号に規定する国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものは、次に掲げる法律とする。

一児童福祉法（昭和二十二年法律第一百四十五号）

二栄養士法（昭和二十二年法律第一百四十五号）

三医師法（昭和二十三年法律第二百一一号）

四歯科医師法（昭和二十三年法律第一百二号）

五保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第一百二号）

六歯科衛生士法（昭和二十三年法律第一百四号）

七医療法

八身休障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

九精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）

十社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

十一契約法（昭和三十五年法律第一百四十五号）

十二薬剤師法（昭和三十五年法律第一百四十六号）

十三老人福祉法（昭和二十八年法律第一百三十三号）

十四理学療法士及び作業療法士法（昭和四十一年法律第一百三十七号）

十五老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）

十六社会福祉法上及び介護福祉法上法（昭和六十二年法律第三十号）

十七精神保健福祉法（平成九年法律第一百三十一号）

十八障害者自立支援法（平成十七年法律第一百二十三号）

十九言語聴覚士法（昭和六十二年法律第六十号）

二十高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第一百二十四号）

第四十一条第十項	前項	前項	居宅要介護被保険者	指定居宅サービス
第四十二条第十一項	前項	前項	第六十一条の二第四項において準用する	特定人所者
			第五十五条の二第八項において準用する	第五十五条の二第七項において準用する
			第五十六条の二第四項において準用する	第五十六条の二第四項において準用する

**第三十五条の二** 法第七十九条第二項第二号の政令で定める者は、厚生労働省令で定める要件を満たす者について都道府県知事又はその指定する者が厚生労働省令で定めるところにより行う試験へ以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)に合格し、かつ、都道府県知事又はその指定する者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)の課程を修了し、当該都道府県知事が作成する介護支援専門員名簿に登録されている者とする。

都道府県知事は、前項の登録をした場合には、当該登録に係る介護支援専門員に対し、介護支援専門員登録証明書(以下「登録証明書」という。)を作成し、これを当該介護支援専門員に交付しなければならない。

**第三十五条の三** 法第六十九条の二十七第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一 (略)

**第三十五条の四** 法第六十九条の二十八第一項の規定に違反したとき。

法第六十九条の二十九の命令に違反したとき。

四 前項各号の要件を満たすことができなくなったと認められるとき。

一 不正な手段により法第六十九条の二十七第一項の指定を受けたとき。

二 法第六十九条の二十八第一項の規定に違反したとき。

三 法第六十九条の二十九の命令に違反したとき。

四 前項各号の要件を満たすことができなくなったと認められるとき。

二 試験事務(法第六十九条の二十七第一項に規定する試験事務をいう。以下同じ。)を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。

三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ(ハ) (略)

二 試験事務の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

都道府県知事は、試験事務を行う者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該試験事務を行う者に係る法第六十九条の二十七第一項の指定を取り消すことができる。

一 不正な手段により法第六十九条の二十七第一項の指定を受けたとき。

二 法第六十九条の二十八第一項の規定に違反したとき。

三 法第六十九条の二十九の命令に違反したとき。

四 前項各号の要件を満たすことができなくなったと認められるとき。

**第四十一条** 第一項の介護支援専門員実務研修受講試験を行った者に係る登録証明書の返還を求めなければならない。

前号に該当する者を除くほか、介護支援専門員の業務に係り犯

罪又は不正の行為があつた者

第一項の介護支援専門員実務研修受講試験を行った場合に、当該指示に従うこと。

都道府県知事の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一 (略)

**第四十二条** 刑罰金以上の刑に処せられた者

前号に該当する者を除くほか、介護支援専門員の業務に係り犯

罪又は不正の行為があつた者

第一項の介護支援専門員実務研修受講試験を行った場合に、当該指示に従うこと。

都道府県知事は、介護支援専門員実務研修受講試験を行った場合に、当該指示に従うこと。

前項各号の要件を満たすことができなくなったと認められるときは、当該介護支援専門員実務研修受講試験を行う者に係る第一項の指定を取り消すことができる。

**第六十一条** 第一項の介護支援専門員実務研修を行った者に係る都道府県知事の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う

一 公益法人であること。

二 介護支援専門員実務研修を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。

三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき、又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、

都道府県知事の承認を受けること。

- 口 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ  
当該要更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け  
出ること。

- 二 每年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道  
府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該  
事業の実績を都道府県知事に報告すること。

- 八 介護支援専門員について、厚生労働省令で定める事項を記  
載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付するこ  
と。

- 3| 都道府県知事は、法第六十九条の二十七第一項の規定による指  
定及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示し  
なければならない。  
4| 前三项に規定するものほか、法第六十九条の二十七第一項に  
規定する指定試験実施機関に関して必要な事項は、厚生労働省令  
で定める。

(指定研修実施機関の指定等)

- 第三十五条の四 法第六十九条の三十三第一項の指定は、厚生労働  
省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を  
受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認め  
られると、当該都道府県知事が行う。

一 公益法人等であること。

- 7| 都道府県知事は、第四項及び第六項の規定による指定並びに第  
五項及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示  
しなければならない。  
8| 前項に規定するものほか、介護支援専門員実務研修受講試  
験及び介護支援専門員実務研修に関して必要な事項は、厚生労働  
省令で定める。

- 9| 前項に規定するものほか、介護支援専門員実務研修を行う者が、前項各  
号の要件を満たすこととができないとしたと認められるときは、當  
該介護支援専門員実務研修を行う者に係る第一項の指定を取り消  
すことができる。

- 二 研修事務（法第六十九条の三十三第一項に規定する研修事務  
をいう。以下同じ。）を適正かつ継続的に実施する能力がある  
と認められること。
- 三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。
- イ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき、又は当該事業  
を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時  
期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、  
都道府県知事の承認を受けること。
- ロ 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ  
当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け  
出ること。
- ハ 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研  
修及び法第六十九条の八第二項に規定する更新研修を修了し  
たものについて、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿  
を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。
- 二 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道  
府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該  
事業の実績を都道府県知事に報告すること。
- ホ 研修事務の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する  
情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行  
つた場合に、当該指示に従うこと。
- 二 都道府県知事は、研修事務を行なう者が、次の各号のいずれかに  
該当する場合においては、当該研修事務を行なう者に係る法第六十  
九条の二十九の命令に違反したとき。
- 三 前項各号の要件を満たすことができなくなつたと認められる  
とき。

- 2| 二 法第六十九条の三十三第一項の規定により適用する法第六十  
九条の二十九の命令に違反したとき。

- 三 前項各号の要件を満たすことができなくなつたと認められる  
とき。

都道府県知事は、法第六十九条の三十三第一項の規定による指定及び前項の規定による取消しを行つたときは、その旨を公示しなければならない。

前三項に規定するもののほか、法第六十九条の三十三第一項に規定する指定研修実施機関に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第二節 指定居宅サービス事業者

(法第七十条第二項第六号及び第九十四条第三項第十一号の政令で定める使用者)

**第三十五条の五 法第七十条第一項第六号（法第七十八条の二第四項（法第七十八条の十一、第一百十五条の十、第一百十五条の十九及び第一百十五条の二十八において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第九十四条第三項第十二号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用者は、申請者の使用人で、その事業所を管理する者（地域密着型介護老人福祉施設の場合にあっては、その長）とする。**

(法第七十七条第一項第九号等の政令で定める国民の保健医療若しくは福祉に関する法律)

**第三十五条の六 法第七十七条第一項第九号、第七十八条の九第十一号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第一百四条第一項第九号、第一百四条第一項第十号、第一百十五条の八第一項第九号、第一百十五条の十七第七十一号及び第一百十五条の二十六第九号に規定する国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものは、次に掲げる法律とする。**

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 児童福祉法
- 三 栄養士法

#### 四 医師法

歯科医師法

保健師助産師看護師法

歯科衛生士法

#### 五 医療法

精神障害者福祉法

身体障害者福祉法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

社会福祉法

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

社会福祉士及び介護福祉士法

義肢装具士法

精神保健福祉士法

言語聴覚士法

癡呆障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）

障害者自立支援法

**二十四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律**

**第三節 指定地域密着型サービス事業者**

(指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に関する読み替え)

第三十五条の七 法第七十八条の十一の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替え

読み替えられる字句

読み替える字句

る規定

	第七十条の二第一項	第四十一条第一項本
第七十条の二第二項	前項	第七十八条の十一に おいて準用する前項
第七十条の二第四項	前項	第七十八条の十一に おいて準用する前項
第七十条の二第一項	前項	第七十八条の十一に おいて準用する前項
第六项	は第三項	第七十八条の十一に おいて準用する前項
	第一百四条第一項	

	第四節 介護老人保健施設	第四十二一条第一項
（介護老人保健施設に関する読み替え）		
第三十六条 法第百五条の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。		
第三十七条 法第百六条の政令で定める規定等		
第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。		
一 健康保険法、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十四号）及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）の規定		
二・三 （略）		
四 医師法の規定（第十六条の二第一項及び第四項並びに第十六条の三に限る。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定（第十九条の五、第十九条の十及び第二十九条第四項に限る。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第二百五十五号）の規定（第二条の二第一項に限る。）		
五 歯科医師法の規定（第十六条の二第一項及び第四項並びに第十六条の二第一項に限る。）		
六・七 （略）		
八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定（第十九条の五、第十九条の十及び第二十九条第四項に限る。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第二百五十五号）の規定（第二条の二第一項に限る。）		
九・一十一 （略）		
二十二 老人保健法の規定		
二十三～二十四 （略）		
（略）		

	第七十条の二	第四十一条第一項
第七十条の二	は第二項	
	第一百四条第一項	
	この法律	
	介護保険法第二百条第一項	
第六项	は第二項	
	第一百四条第一項	

	第二節 介護老人保健施設	第四十二一条第一項
（介護老人保健施設に関する読み替え）		
第三十六条 法第百五条の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。		
第三十七条 法第百六条の政令で定める規定等		
第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。		
一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十四号）及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）の規定		
二・三 （略）		
四 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の規定（第十六条の二第一項及び第四項並びに第十六条の三に限る。）		
五 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の規定（第十六条の二第一項及び第四項並びに第十六条の三に限る。）		
六・七 （略）		
八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の規定（第十九条の五、第十九条の十及び第二十九条第四項に限る。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第二百五十五号）の規定（第二条の二第一項に限る。）		
九・一十一 （略）		
二十二 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定		
二十三～二十四 （略）		
（略）		

第五節

指定介護予防サービス事業者の指定の更新及び特例に関する規定

(指定  
介護  
予防  
サービス  
事業者  
の指  
定の  
更新  
及  
び特  
例に  
關する  
規  
定)

第三十七条の二 法第一百五十五条の十の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替え る規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十条の二第一項	第七十条の二第二項	第七十条の二第三項
第七十条の二第四項	第七十条の二第四項	第七十条の二第四項
第七十二条第一項	第七十二条第一項	第七十二条第一項
第七十二条第一項本	第七十二条第一項本	第七十二条第一項本
文 前項	文 前項	文 前項
業者 指定居宅サービス申 文 第四十二条第一項本	業者 指定居宅サービス申 文 第四十二条第一項本	業者 指定居宅サービス申 文 第四十二条第一項本
短期人所療養介護 居宅サービス	短期人所療養介護 居宅サービス	短期人所療養介護 居宅サービス
介護予防サービス 介護予防サービス	介護予防サービス 介護予防サービス	介護予防サービス 介護予防サービス
介護予防短期人所療 養介護 文 第五十三条第一項本	介護予防短期人所療 養介護 文 第五十三条第一項本	介護予防短期人所療 養介護 文 第五十三条第一項本
文 第一百五十五条の十にお いて準用する前項	文 第一百五十五条の十にお いて準用する前項	文 第一百五十五条の十にお いて準用する前項
文 第五百三十三条第一項本	文 第五百三十三条第一項本	文 第五百三十三条第一項本
文 第五百三十三条第一項本	文 第五百三十三条第一項本	文 第五百三十三条第一項本

第七十二条第一項	第七十二条第一項	第七十二条第一項	文
文 前項	文 前項	文 前項	文
業者 指定居宅サービス申 文 第四十二条第一項本	業者 指定居宅サービス申 文 第四十二条第一項本	業者 指定居宅サービス申 文 第四十二条第一項本	業者 指定居宅サービス申 文 第四十二条第一項本
短期人所療養介護 居宅サービス	短期人所療養介護 居宅サービス	短期人所療養介護 居宅サービス	短期人所療養介護 居宅サービス
介護予防サービス 介護予防サービス	介護予防サービス 介護予防サービス	介護予防サービス 介護予防サービス	介護予防サービス 介護予防サービス
介護予防短期人所療 養介護 文 第五十三条第一項本	介護予防短期人所療 養介護 文 第五十三条第一項本	介護予防短期人所療 養介護 文 第五十三条第一項本	介護予防短期人所療 養介護 文 第五十三条第一項本
文 第一百五十五条の十にお いて準用する前項	文 第一百五十五条の十にお いて準用する前項	文 第一百五十五条の十にお いて準用する前項	文 第一百五十五条の十にお いて準用する前項
文 第五百三十三条第一項本	文 第五百三十三条第一項本	文 第五百三十三条第一項本	文 第五百三十三条第一項本

**第六節 指定地域密着型介護予防サービス事業者**

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新に関する  
読み替え)

**第三十七条の三 法第百十五条の十九の規定による技術的読み替えは、**

**次の表のとおりとする。**

法の規定中読み替え る規定	読み替えられる字句
第七十条の二第一項	第四十一条第一項本
第七十条の二第二項	第五十四条の二第一項
第七十条の二第三項	第五十五条の十九に おいて準用する前項
第七十条の二第四項	五百四十四条の二第一項本文

**第七節 指定介護予防支援事業者**

(指定介護予防支援事業者の指定の更新に関する読み替え)

**第三十七条の四 法第百十五条の二十八の規定による技術的読み替えは、**

**次の表のとおりとする。**

法の規定中読み替え る規定	読み替えられる字句
第七十条の二第一項	第四十一条第一項本
第七十条の二第二項	第五十五条の二十八に おいて準用する前項
第七十条の二第三項	五百五十八条第一項
第七十条の二第四項	五百五十五条の二十八に おいて準用する前項

**第八節 介護サービス情報の公表**

(介護サービス情報の報告)

**第三十七条の五 法第百十五条の二十九第一項の規定による介護サ**

**ービス情報の報告(以下この条において「報告」という。)は、**

**同項に規定する介護サービス(以下この条において「介護サービ**

**ス」という。)の提供を開始しようとするときにつきあつては原生労**

**働省令で定める期限までに、厚生労働省令で定める手続により行**

**うものとし、同項に規定する厚生労働省令で定めるときにつきあつて**

は介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事が毎年定める報告に関する計画（報告に係る介護サービスの種類及び同項に規定する介護サービス事業者（以下「介護サービス事業者」という。）の事業所又は施設の所在地等を勘案して報告の方法、期限その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。）に従い、行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （指定調査機関の欠格条項）

第三十七条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、法第一百五十二条の三十第一項の指定を受けることができない。

##### 一 法人でない者

二 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して一年を経過しない者

三 第三十七条の十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者

四 第三十七条の十七第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 法人の役員のうちに、第二号に該当する者があるもの

#### （指定調査機関の指定の基準）

第三十七条の七 都道府県知事は、法第一百五十二条の三十第一項の規定による指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関する必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 職員、設備、調査事務（法第一百五十二条の三十第一項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）の実施の方法その他の事項についての調査事務の実施に関する計画が、調査事務の公正かつ適確な実施のために適切なものであること。

- 二 前号の調査事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 法人の役員、法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員又は職員の構成が、調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、調査事務を公正かつ適確に行うことができるものとして、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

#### （指定調査機関の公示等）

第三十七条の八 都道府県知事は、法第一百五十二条の三十第一項の指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定調査機関」という。）の名称及び住所並びに調査事務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

1 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

#### （調査の義務）

第三十七条の九 指定調査機関は、調査事務を行うことを求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査事務を行わなければならない。

2 指定調査機関は、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画（調査事務の対象となる介護サービス事業者の範囲又は調査事務を行うべき時期その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。）に従い、調査事務を行わなければならぬ。

- 二 前号の調査事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 法人の役員、法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員又は職員の構成が、調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、調査事務を公正かつ適確に行うことができるものとして、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

3| 都道府県知事は、前二項に規定する場合において、指定調査機

関がその調査事務を行はず、またその方法が適当でないときは、  
指定調査機関に対し、その調査事務を行い、又はその方法を改善  
することを命ずることができる。

(調査事務規程)

第三十七条の十 指定調査機関は、調査事務の開始前に、厚生労働省令で定める調査事務の実施に関する事項について調査事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2| 都道府県知事は、前項の規定により認可をした調査事務規程が、調査事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(適合命令)

第三十七条の十一 都道府県知事は、指定調査機関が第三十七条の七各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定調査機関に対し、これらに適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定調査機関の業務の休廃止の許可の公示)

第三十七条の十二 都道府県知事は、法第一百五十五条の三十五の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定調査機関の指定の取消し等)

第三十七条の十三 都道府県知事は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定調査機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により、法第一百五十五条の三十第一項の指定を受けたとき。
- 二 第三十七条の六各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第三十七条の七各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 四 第三十七条の八第二項、第三十七条の九第一項若しくは第二項又は第三十七条の十第一項の規定に違反したとき。
- 五 第三十七条の九第三項又は第三十七条の十一の規定による命令に違反したとき。
- 六 第三十七条の十第一項の認可を受けた調査事務規程によらないで調査事務を行つたとき。
- 七 調査事務に關し若しく不適当な行為をしたとき。

2| 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により調査事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(法第一百五十五条の三十一第二項の政令で定める要件)

第三十七条の十四 法第一百五十五条の三十一第二項の政令で定める要件は、都道府県知事又はその指定する者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「調査員養成研修」という。）の課程を修了し、当該都道府県知事が作成する調査員名簿に登録されていることとする。

2| 都道府県知事は、前項の登録をした場合には、当該登録に係る調査員（法第一百五十五条の三十一第二項に規定する調査員をいう。以下同じ。）に対し、調査員登録証明書を作成し、これを当該調査員に交付しなければならない。

3| 調査員登録証明書を交付した都道府県知事は、第一項に規定する者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、調査員として適当でないと認めるときは、同項の調査員名簿から消除するものとする。

○この場合において、当該都道府県知事は、当該者に対し、調査員登録証明書の返還を求めるなければならない。

一虚偽又は不正の事実に基づいて調査員登録証明書の交付を受けた者

二法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらに基づく处分に違反した者

三罰金以上の刑に処せられた者

四前号に該当する者を除くほか、調査員の業務に關し犯罪又は不正の行為があつた者

五第一項の調査員養成研修を行う者に係る都道府県知事の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一法人であること。

二調査員養成研修を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。

三次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ厚生労働省令で定める事項を変更するときは、当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。

ロ厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。

ハ調査員養成研修を終了した者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

二毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。

- ホ調査員養成研修の実施に關して都道府県知事が当該事業に關する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行つた場合に、当該指示に従うこと。
- 5|都道府県知事は、調査員養成研修を行う者が、前項各号の要件を満たすことができなくなったと認められるときは、当該調査員養成研修を行う者に係る第一項の指定を取り消すことができる。
- 6|都道府県知事は、第四項の規定による指定及び前項の規定による取消しを行つたときは、その旨を公示しなければならない。
- 7|前各項に規定するものほか、調査員養成研修に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定情報公表センターの指定)

- 2|第三十七条の十五 都道府県知事は、法第一百十五条の三十六第一項の指定（以下この条において「指定」という。）をしたときは、指定情報公表センター（同項に規定する指定情報公表センターをいう。以下同じ。）が行う情報公表事務（同項に規定する情報公表事務をいう。以下同じ。）を行わないものとし、この場合における情報公表事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 3|第三十七条の六及び第三十七条の八第一項の規定は指定について、同条第二項及び第三項並びに第三十七条の九から第三十七条の十二までの規定は指定情報公表センターについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条の六	第一百十五条の三十第一項	第一百十五条の三十六第一項
第三十七条の八第一項	第一百十五条の三十六第一項	第一百十五条の三十六第一項

項

第三十七条の九第一項

第三十五条の十五第二項

第三十七条の十五第二項において準用する前二項

第三十七条の十五第二項において準用する前二項

第三十七条の十五第二項において準用する前二項

第三十七条の十五第二項において準用する前二項

第三十七条の十五第二項において準用する前二項

第三十七条の十一	第三十七条の七各号	第三百五十五条の三十五	第三百五十五条の七各号	第三百五十五条の三十六	第三百五十五条の三十六	第三百五十五条の三十六	第三百五十五条の三十六	第三百五十五条の三十六	第三百五十五条の三十六
第三十七条の十二				第三百五十五条の三十五	第三百五十五条の三十五	第三百五十五条の三十五	第三百五十五条の三十五	第三百五十五条の三十五	第三百五十五条の三十五
項	前項	前項	前項	号	号	号	号	号	号

(指定情報公表センターの指定の基準)

第三十七条の十六 都道府県知事は、当該都道府県の区域において他に指定情報公表センターの指定を受けた者がなく、かつ、法第一百五十五条の三十六第二項の規定による指定の中請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 稽員、設備、情報公表事務の実施に関する計画が、情報公表事務の公正での情報公表事務の実施に関する計画が、情報公表事務の公正

かつ適確な実施のために適切なものであること。

- 二 前号の情報公表事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 法人の役員、法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員又は職員の構成が、情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるものほか、情報公表事務を公正かつ適確に行うことができるものとして、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

(指定情報公表センターの指定の取消し等)

第三十七条の十七 都道府県知事は、指定情報公表センターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定情報公表センターに

對し、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報公表事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

十 不正の手段により、法第一百五十五条の二十六第一項の指定を受けたとき。

二 第三十七条の十五第二項において準用する第三十七条の六各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

三 前条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

四 第三十七条の十五第一項において準用する第三十七条の八第二項、第三十七条の九第一項若しくは第二項又は第三十七条の十第一項の規定に違反したとき。

五 第三十七条の十五第二項において準用する第三十七条の九第三項、第三十七条の十第一項又は第三十七条の十一の規定による命令に違反したとき。

六 第三十七条の十五第二項において準用する第三十七条の十第一項の認可を受けた情報公表事務規程によらないで情報公表事務を行つたとき。

七 情報公表事務に関し若しく不適當な行為をしたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により情報公表事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(都道府県知事による情報公表事務の実施)

第三十七条の十八 都道府県知事は、指定情報公表センターが法第一百五条の三十六第三項の規定により適用する法第一百五条の二十五条の規定により情報公表事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第一項の規定により指定情報公表センターに対し情報公表事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定情報公表センターが天災その他の事由により情報公表事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第三十七条の十五第一項の規定にかかわらず、情報公表事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事が、第一項の規定により情報公表事務を行うこととし、又は同項の規定により行っている情報公表事務を行わないことをするときは、その旨を公示しなければならない。

3 都道府県知事が、第一項の規定により情報公表事務を行うこととし、法第一百五条の二十六第三項の規定により適用する法第一百五条の三十以下の規定により情報公表事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つている情報公表事務を行わないこととする場合における情報公表事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定情報公表センターに関する読み替え)

第三十七条の十九 法第一百五条の三十六第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替え	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

る規定		
第百十五条の三十第 三項	前条第一項の調査を 受けようとする者	第百十五条の三十六 第一項
第百十五条の三十二 第一項	次項	第百十五条の三十六 第二項
第百十五条の三十四 第一項	前項	第百十五条の三十六 第二項において準用 する前項
第百十五条の二十一 (略)		

第五章 地域支援事業等

(地域支援事業の額)

第三十七条の二十 (略)

(法第一百十五条の二十八第五項の指針)

第三十七条の二十一 法第一百十五条の二十八第五項の指針は、健康増進法(平成十四年法律第二百三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

(地域包括支援センターの人材の確保等)

第四章の二 地域支援事業

第三十七条の一 (略)

九第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)の設置者は、厚生労働大臣が定める要件を満たす職員に対し、都道府県知事が厚生労働省令に定めるところにより行う地域包括支援センターの業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るために研修を受けさせなければならない。

(地域包括支援センターに関する読み替え)

第三十七条の二十三 法第百十五条の二十九第六項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替え る規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十九条の十四第一項	登録を受けた者	登録を受けた者
第六十九条の十一第一項の規定により登録試験問題作成機関による登録試験問題作成事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)	登録をした日 主たる事務所 厚生労働大臣及び第六十九条の十一第一項の規定により登録試験問題作成機関による登録試験問題作成事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)	登録をした日 主たる事務所 厚生労働大臣 市町村長 市町村長 当該市町村又は第六十五条の四十第一項の委託を受けた者に限る。)当該地域包括支援センター

二项 第六十九条の十四第一項	登録試験問題作成機 地域包括支援センターの設置者(第六十五条の四十第一項の委託を受けた者に限る。)当該地域包括支援センターを設置した日	前項 厚生労働大臣 市町村長 当該市町村が設置した地域包括支援センターについてその名称若しくは所在地に変更があるとき、又は第六十五条の三十九第六項において準用する前項
六十九条の十一第一項の規定により登録試験問題作成機関による登録試験問題作成事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)	登録をした日 主たる事務所 厚生労働大臣及び第六十九条の十一第一項の規定により登録試験問題作成機関による登録試験問題作成事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)	登録をした日 主たる事務所 厚生労働大臣 市町村長 市町村長 当該市町村又は第六十五条の四十第一項の委託を受けた者が当該地域包括支援センターを設置した日

(法第百三十二条に規定する政令で定める年金給付等)

第四十条 法第一百三十二条に規定する政令で定める年金たる給付は次のとおりとする。

一 国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び同法附則第九条の二第一項による老齢年金

二 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金

三 厚生年金保険法（昭和十九年法律第百十五号）による障害原生年金及び遺族厚生年金

四 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金

五 国家公務員共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金

六 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第百五号）による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

七 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金

八 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第百五号）による老齢年金及び通算老齢年金

(法第百三十二条に規定する政令で定める年金給付等)

第四十条 法第一百三十二条に規定する政令で定める年金たる給付は次のとおりとする。

一 国民年金法による老齢基礎年金及び通算老齢年金

二 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第百五号）による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第百五号）による老齢年金及び通算老齢年金

六 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

七 法第一百三十一条に規定する政令で定める年金たる給付に類する給付は、次のとおりとする。

一 船員保険法による障害年金及び遺族年金

二 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金

三 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号。以下「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金

四 移行農林年金（平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち老齢年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

退職年金及び通算退職年金

(特別徴収対象年金給付の順位)

第四十二条 法第二百三十五条第三項の規定により、同一の同条第二項に規定する特別徴収対象被保険者について同条第三項に規定する特別徴収対象年金給付が二以上ある場合においては、次に掲げる順序に従い、先順位の老齢等年金給付について保険料を徴収させるものとする。

十 国民年金法による老齢基礎年金

十一 国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金

十二 国民年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金

十三 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金

十四 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)以下「平成八年改正法」という。)附則第二条第八号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)

十五 旧国民年金法による障害年金

十六 旧厚生年金保険法による障害年金

十七 旧船員保険法による遺族年金

十八 旧船員保険法による遺族年金

十九 旧國公務員共済組合法による遺族共済年金(平成八年改正法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)

二十 旧國共済法による障害年金(平成八年改正法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)

二十一 旧國共済法による遺族年金又は通算遺族年金(平成八年改正法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)

二十二 旧國共済法による障害年金(第十二号に掲げる場合を除く。)

二十三 旧國共済法による障害年金(第十三号に掲げる場合を除く。)

二十四 旧國公務員共済組合法による遺族共済年金(第十九号に掲げる場合を除く。)

二十五 旧國共済法による遺族年金又は通算遺族年金(第二十号に掲げる場合を除く。)

二十六 旧國共済法による障害年金(うち遺族共済年金)

二十七 旧國共済年金のうち障害共済年金

二十八 移行農林年金のうち障害年金

二十九 移行農林共済年金のうち遺族共済年金

三十 移行農林共済年金のうち障害共済年金

三十一 旧私学共済法による障害共済年金

三十二 旧私学校教職員共済法による障害共済年金

(特別徴収対象年金給付の順位)

第四十二条 法第二百三十五条第三項の規定により、同一の同条第二項に規定する特別徴収対象被保険者について老齢基礎年金以外の同条第三項に規定する特別徴収対象年金給付が二以上ある場合においては、次に掲げる順序に従い、先順位の老齢退職年金給付について保険料を徴収せるものとする。

一 第四十条第一項第二号に規定する年金給付

二 第四十条第一項第三号に規定する年金給付

三 第四十条第二項第一号に規定する年金給付

四 第四十条第一項第四号に規定する年金給付

五 第四十条第二項第二号に規定する年金給付

六 第四十条第一項第六号に規定する年金給付

七 第四十条第一項第五号に規定する年金給付

三十四	私立学校教職員共済法による遺族共済年金
三十五	旧私学校教職員共済法による遺族年金又は通算遺族年金
三十六	旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
三十七	地方公務員等共済組合法による障害共済年金
三十八	旧地共済法による遺族年金
三十九	地方公務員等共済組合法による遺族年金又は通算遺族年金
四十	旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金

(特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合等における市町村による通知に関する読み替え)

第四十三条 法第一百三十八条第一項の規定による法第一百三十六条第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第一百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至つたときは、速やかに」と読み替えるものとする。

(仮徴収に関する読み替え)

第四十四条 法第一百四十条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定 中読み替 える規定	読み替え られる字 句	読み替える字句(法 第一百四十条第一項の 規定による特別徴収 に係る場合)	読み替える字句(法 第一百四十条第二項の 規定による特別徴収 に係る場合)
第六百三十 六条第一	(略)	(略)	(略)

(特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合等における市町村による通知に関する読み替え)

第四十四条 法第一百四十条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定 中読み替 える規定	読み替え られる字 句	読み替える字句(法 第一百四十条第一項の 規定による特別徴収 に係る場合)	読み替える字句(法 第一百四十条第二項の 規定による特別徴収 に係る場合)
第六百三十 六条第一	(略)	(略)	(略)

項	支払回数割 保険料額	支払回数割 保険料額 に相当する額	支払回数割 保険料額 に相当する額
(略)	(略)	(略)	(略)

項	支払回数割 保険料額	支払回数割 保険料額 に相当する額	支払回数割 保険料額 に相当する額
(略)	(略)	(略)	(略)

## 第七章 審査請求

(事業の実施状況の報告)

第五十一条の二 法第一百九十七条の二の規定による事業の実施の状況の報告は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険團体連合会及び同条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人を経由して行うものとする。

## 第九章 施行法の経過措置に関する規定

### 附 則

(訪問介護員養成研修の経過措置)

第四条 次に掲げる者は、訪問介護員養成研修の課程を修了した者とみなす。

## 第七章 施行法の経過措置に関する規定

### 附 則

(訪問介護員養成研修の経過措置)

第四条 次に掲げる者は、訪問介護員養成研修の課程を修了した者とみなす。

一一一 (略)

二二二 この政令の施行の際現に老人居宅介護等事業（施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が前二号に掲げる者と同等の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

（平成十七年改正法の施行に伴う経過措置）

第八条 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号。以下「平成十七年改正法」という。）の施行の際現に平成十七年改正法第三条の規定による改正前の法（以下「旧介護保険法」という。）第四十一条第一項本文の指定を受けている通所介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。）の事業を行う者については、平成十七年改正法の施行の日（以下「施行日」という。）に、当該事業を行う事業所の所在地の市町村の長（他の市町村（平成十七年改正法附則第十条第二項に規定する他の市町村をいう。以下同じ。）が行う介護保険の被保険者が平成十八年三月中に当該通所介護を利用した場合には、当該他の市町村の長）から法第八条第十六条に規定する認知症対応型通所介護及び法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に係る法第四十二条の二第一項本文及び法第五十四条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第九条 前条の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者とみなされた者に係る法第四十二条の二第一項本文及び法第五十四条の二第一項本文の指定（他の市町村の長（施行日の前日において他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該認知症対応型共同生活介護を利用してい場合には、当該他の市町村の長）から、法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に係る法第五十四条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第十条 平成十七年改正法の施行の際現に旧介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けている認知症対応型共同生活介護の事業を行う者については、施行日に、当該事業を行う事業所の所在地の市町村の長（施行日の前日において他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該認知症対応型共同生活介護を利用してい場合には、当該他の市町村の長）から、法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に係る法第五十四条の二第一項本文又は法第五十四条の二第一項本文の指定（他の市町村の長によるものに限る。）は、施行日の前日において平成十七年改正法附則第十条第二項に規定する認知症対応型共同生活介護若しくは特定施設入所者生活介護を利用し、若しくは同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設に入所し、又は前条に規定する認知症対応型共同生活介護を利用している当該他の市町村が行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費並びに地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

第十三条 平成十七年改正法附則第十条第二項若しくは第三項又は前条の規定により指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者とみなされた者に係る法第四十二条の二第一項本文又は法第五十四条の二第一項本文の指定（他の市町村の長によるものに限る。）は、施行日の前日において平成十七年改正法附則第十条第二項に規定する認知症対応型共同生活介護若しくは特定施設入所者生活介護を利用し、若しくは同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設に入所し、又は前条に規定する認知症対応型共同生活介護を利用している当該他の市町村が行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費並びに地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

一一一 (略)

二二二 この政令の施行の際現に老人居宅介護等事業（施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第七百三号）第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が前二号に掲げる者と同等の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

二二二 この政令の施行の際現に老人居宅介護等事業（施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第七百三号）第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が前二号に掲げる者と同等の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

**第十二条** 市町村は、施行日から平成二十一年二月三十日までの間は、指定市町村事務受託法人に該当する法人がないことその他の事情により、法第二十七条第二項及び法第三十二条第二項において準用する法第二十七条第一項の調査の円滑な実施が困難であると認めるときは、当該調査を指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設又は介護支援専門員であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

**21 法第二十八条第六項から第八項までの規定（これらの規定による罰則を含む。）は、前項の規定による調査の委託について准用する。**

**第十三条** 市町村は、当該市町村に地域包括支援センターが設置されるまでの間は、法第一百五十五条の四十第二項の規定にかかわらず、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者に対し、法第一百五十五条の三十八第一項第三号に掲げる事業のみの実施を委託することができる。

**第十四条** 平成十七年改正法附則第三条第一項の場合において、施行日から条例で定める日（同項に規定する条例で定める日をいう。以下この条において同じ。）までの間に、同条第二項において読み替えられた法第十九条第一項の規定による要介護認定を受けた者については、当該認定に係る法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める期間内に限り、条例で定める日後も、平成十七年改正法附則第三条第二項の規定を適用する。

**第十五条** 平成十七年改正法附則第八条の規程により受けたものとみなされた新要介護認定に係る要介護状態区分は、法第七条第一項の規定にかかるらず、旧介護保険法第十九条第一項に規定する

要介護認定を受けた者に係る要介護状態区分又は同条第二項に規定する要支援認定に応じ、厚生労働省令で定める区分とする。

**2** 平成十七年改正法附則第八条の規定する新要介護認定を受けたものとみなされた者のうち、施行日の前日において旧介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けていた者は、法第八条第十九項の要介護者には含まないものとする。

**3** 平成十七年改正法附則第八条に規定する新要介護認定を受けたものとみなされた者に対する法第四十二条の二第一項及び第四十一条第一項の規定の適用については、法第四十二条の二第一項中「要介護被保険者」とあるのは、「要介護被保険者（認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者に限る。以下この条及び次条において同じ。）」と「法第四十八条第一項中「要介護被保険者」とあるのは、「要介護被保険者（厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者に限る。以下この条及び次条において同じ。）」とする。

**第十六条** 平成十七年改正法附則第十条又は附則第八条若しくは第十条の規定により法第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号若しくは第三号若しくは第五十四条の二第一項本文の指定又は法第九十四条第七十八条第十一条、第一百五十五条の十、第一百五十五条の十九及び第一百五十五条の二十八において準用する場合を含む。）、第七十九条の二第一項、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項及び第一百七条の二第一項の規定中「六年ごと」とあるのは、「介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）第二条の規定による改正前の介護保険法第四十一条第一項本文、第四

十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は第九十四条第一項の許可を受けた日から六年（平成十四年四月一日以前に当該指定又は許可を受けた者については、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間において、当該指定又は許可を受けた日に応当する日（当該指定又は許可を受けた日に応当する日がない月においては、その月の翌月の初日）から一年）を経過する日まで」とする。

**第十七条** 法第七十条第一項第四号から第十号まで、法第七十条の二第四項（法第七十八条の十一、第一百五十五条の十、第一百五十五条の十九及び第一百五十五条の二十八において準用する場合を含む。）、第七十七条第一項第一号若しくは第九号から第十二号まで、第七十八条の二第四項第五号から第九号まで若しくは第五项第一号から第二号まで、第七十八条の九第一項、第二項若しくは第十二号から第十四号まで、第七十九条第二項第四号から第八号まで（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十四条第一項第一号若しくは第十号から第十二号まで、第八十六条第二項第三号から第七号まで（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百四条第一項第二号若しくは第九号から第十二号まで、第一百七三条第三号から第十号まで（法第一百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百四十三条第一項第一号若しくは第十号から第十三号まで、第一百五十五条第一項第一号若しくは第九号から第十二号まで、第一百七十二条第三号から第十号まで（法第一百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百四十四条第一項第一号若しくは第十号から第十七号まで、第一百五十五条第一項第一号若しくは第九号から第十二号まで、第一百五十五条の八第一項第一号若しくは第九号から第十二号まで、第一百五十五条の十一第二項第五号から第九号まで若しくは第三項各号、第一百五十五条の十七第一号、第二号若しくは第十号から第十三号まで、第一百五十五条の二十一号、第二号若しくは第十号から第十二号まで又は第一百五十五条の二十六第一号二十第一項第四号から第八号まで又は第一百五十五条の二十六第一号

若しくは第九号から第十号までの規定は、施行日以後にした行為によりこれららの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分に処せられた者又は施行日以後にこれらの規定に規定する行為を行つた者について適用する。

**第十八条** 平成十七年改正法附則第十三条の規定により指定介護認定を受けたものとみなされた者については、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当するものとする。

**第十九条** 平成十七年改正法附則第十三条の規定により指定介護予防サービス事業者とみなされた者に係る法第五十二条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院、診療所又は薬局について、その施行日前にした行為により健康保険法第八十条の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定の取消し又は同法第八十六条第十二項において准用する同法第八十条の規定による特定承認保険医療機関の承認の取消しがあつたときは、その効力を失う。

**第二十条** 施行法第十二条第一項から第四項までの規定について

いは、同条第一項中「第九十二条第一項」とあるのは「第七十八条の九、第九十二条第一項」と、「介護保険法第八条第二十二項」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設（同法第八条第二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。第二項において同じ。）又は同条第二十二条」と、「単に「介護保険施設」とあるのは、「介護保険施設」と、「他の介護保険施設」とあるのは「他の介護保険施設」と、同条第二項中「介護保険施設」とあるのは「介護保険施設等」と、同条第二項中「施設介護サービス費」とあるのは「地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費」と、「第四十八条第二項」とあるのは「第四十一条の二第二項第一号又は第四十八条第二項」と、「第九十二条第一項」とあるのは「第七十八条の九、第九十二条第一項」と、「繩

統して「以上の他の指定介護老人福祉施設」とあるのは、「継続して「以上の他の地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設を含む」とあるのは、「地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設を含む」と、「算定される指定介護福祉施設サービス」とあるのは、「算定される指定地域密着型サービス」(同法第四十一条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス)、「同法第四十一条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、地域密着型介護老人福祉施設人所者生活介護に限る。以下この項において同じ。」)に要する平均的な費用(同条第二項第一号の厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用(同条第一項の厚生労働省令で定める費用を除く。以下この項において同じ。)の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)又は指定介護福祉施設サービス」と、同条第四項中「第四十八条第三項」とあるのは、「第四十二条の二第三項又は第四十八条第三項」とする。

○老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）（抄）

（第一条関係）

改 正 案	現 行
（老人居宅介護等事業の対象者）	
第一条 老人福祉法（以下「法」という。）第五条の二第一項の政令で定める者は、次のとおりとする。 （略）	（老人居宅介護等事業の対象者） 第一条 老人福祉法（以下「法」という。）第五条の二第一項の政令で定める者は、次のとおりとする。
二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者 三 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定による居宅介護（介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護及び同条第十五項に規定する夜間対応型訪問介護に限る。）又は介護予防（同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に係る。）に係る介護扶助に係る者 （老人デイサービス事業の対象者）	（老人居宅介護等事業の対象者） 二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給に係る者 三 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定による居宅介護（介護保険法第七条第六項に規定する訪問介護に係る。）に係る介護扶助に係る者 （老人デイサービス事業の対象者）
第一条 法第五条の二第三項の政令で定める者は、次のとおりとする。 （略）	第一条 法第五条の二第三項の政令で定める者は、次のとおりとする。 （略）
一 介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービ ス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は介護予防認知症対応型通所介護に	一 介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給に係る者

係る地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者

二 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第七項に規定する通所介護及び同法第十六項に規定する認知症対応型通所介護に限る。）又は介護予防（同法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び同法第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

認知症対応型通所介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（老人短期人所事業の対象者）

第三条 法第五条の二第四項の政令で定める者は、次のとおりとする。

（略）

- 一 介護保険法の規定による短期人所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は介護予防短期人所生活介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者
- 二 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第九項に規定する短期人所生活介護に限る。）又は介護予防（同法第八条の二第九項に規定する介護予防短期人所生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（小規模多機能型居宅介護事業の対象者）

第三条の二 法第五条の二第五項の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 法第十条の四第一項第四号の措置に係る者
- 二 介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者

（老人短期人所事業の対象者）

第三条 法第五条の二第四項の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 介護保険法の規定による居宅介護（介護保険法第七条第十三項に規定する短期人所生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者
- 二 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第七条第十三項に規定する短期人所生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（略）

- 三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第十七項に規定する小規模多機能型居宅介護に限る。）又は介護予防（同法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（認知症対応型老人共同生活援助事業の対象者）

第四条 法第五条の二第六項の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 法第十条の四第一項第五号の措置に係る者
- 二 介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者
- 三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第八条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護に限る。）又は介護予防（同法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（認知症対応型老人共同生活援助事業の対象者）

第四条 法第五条の二第五項の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 法第十条の四第一項第四号の措置に係る者
- 二 介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者
- 三 生活保護法の規定による居宅介護（介護保険法第七条第十五項に規定する認知症対応型共同生活介護に限る。）に係る介護扶助に係る者

（居宅における便宜の供与等に関する措置の基準）

- 一 第十五条 法第十条の四第一項第一号の措置は、当該六十五歳以上のお者であつて、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの又は養護者による虐待のため若しくは養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要があると認められるものが、やむを得ない事由により同法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、居宅において日常生活を営むために必要なと認められるものが、やむを得ない事由により同法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、居宅において日常生活を営むことができるよう、当該者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。

（居宅における便宜の供与等に関する措置の基準）

- 一 第十五条 法第十条の四第一項第一号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用するが、当該者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。

第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。

2 法第十条の四第一項第二号の措置は、当該六十五歳以上の者（養護者を除く。）であつて「介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス」「地域密着型サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス」に係る保険給付を受けることができるもの又は養護者による虐待のため若しくは養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要があると認められるものが、やむを得ない事由により同法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することができるものと認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与することができる施設を選定して行うものとする。

3 法第十条の四第一項第三号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの又は養護者による虐待のため若しくは養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要があると認められるものが、やむを得ない事由により同法に規定する短期入所生活介護を利用することができるが、やむを得ない事由により同法に規定する短期入所生活介護を利用することができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する短期入所生活介護を利用することができるよう、当該者又は当該便宜及び機能訓練を供与することを委託して行うものとする。

4 法第十条の四第一項第四号の措置は、当該六十万歳以上の者であつて、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの又は養護者による虐待のため若しくは養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要があると認められる場合において、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与することができる施設を選定して行うものとする。

2 法第十条の四第一項第三号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する短期入所生活介護を利用することができるが、やむを得ない事由により同法に規定する短期入所生活介護を利用することができる場合において、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与することができる施設を選定して行うものとする。

3 法第十条の四第一項第四号の措置は、当該六十万歳以上の者であつて、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの又は養護者による虐待のため若しくは養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要があると認められる場合において、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与することができる施設を選定して行うものとする。

5 法第十条の四第一項第五号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて、介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することを委託して行うものとする。

（特別養護老人ホームの人所者）  
第十条 法第二十条の五の政令で定める者は、次のとおりとする。  
（略）  
一 介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設人所者  
生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費又は特例施設介護サービス費の支給に係る者

サービス費若しくは特例施設介護サービス費の支給に係る者  
 三 生活保護法の規定による施設介護（介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、所者生活介護及び同条第二十四項に規定する介護福祉施設サービスに限る。）に係る介護扶助に係る者

二 生活保護法の規定による施設介護（介護保険法第七条第二十項に規定する介護福祉施設サービスに限る。）に係る介護扶助に係る者

○社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）（抄）

（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
（社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業）				
第四条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。	第四条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。			
（略）	（略）			
二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業又は同条第十八項に規定する介護予防支援事業	二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第五項に規定する居宅サービス事業又は同条第十八項に規定する居宅介護支援事業			
三 介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は同法第二十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターを経営する事業	三 介護保険法第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設を経営する事業			
四～七 （略）	四～七 （略）			

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案 現 行

(保険の方法の特例)	
第三条 法第三十七条の二の政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める者は、同欄に掲げるものに区分に応じ、それぞれの同表の下欄に定める者とする。	

支払うべき費用	政令で定める者
介護保険料	介護保険法第一百二十九条第一項に規定する介護保険事業に要する費用に充てるため保険料を徴収しなければならない市町村
住居に居住するために要する費用	被保護者が居住している賃貸住宅の賃貸人

(政令で定める機関)

第四条 法第四十九条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(略)

二 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。)又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)

(政令で定める機関)

第三条 法第四十九条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。)

(政令で定める機関)

第四条 法第五十四条の二第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替え る規定	法の規定中読み替え る規定	第五十条 第二項	第五十条 第一項及び 第二項	第五十二条 第二項	第五十二条 第一項	第五十三条 第二項	第五十三条 第一項
(介護扶助に関する読み替え)	(介護扶助に関する読み替え)	医療	国民健康保険	診療方針及び診療報酬	診療方針及び診療報酬	診療方針及び診療報酬	診療方針及び診療報酬

第五条 (略)

前条	診療内容及び診療報酬	診療方針及び診療報酬	介護報酬	介護の方針及び介護報酬	介護の方針及び介護報酬	介護の方針及び介護報酬	介護の方針及び介護報酬
第五十四条の二第四項において準用する							

第五十四条第一項	診療内容及び診療報酬の額	診療報酬	前条
----------	--------------	------	----

(介護扶助に関する読み替え)  
第六条 法第五十四条の二第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替え る規定	第五十条第一項及び 第二項	第五十二条第一項	第五十三条第一項	第五十四条第一項
読み替えられる字句	医療	医療	介護	介護

第五十二条第二項	診療方針及び診療報 介護の方針及び介護 報酬	診療方針及び診療報 介護の方針及び介護 報酬	診療報酬の額	診療報酬
第五十三条第一項	診療報酬の額	診療報酬	前条	前条
第五十四条第一項 から第五項まで	診療報酬	診療報酬の額	第五十四条の二第四 項において準用する 前条	第五十四条の二第四 項において準用する 前条
第五十五条第一項 から第五項まで	介護の報酬	介護の報酬の額	第五十四条の二第四 項において準用する 前条	第五十四条の二第四 項において準用する 前条
第五十六条第一項 から第五項まで	介護サービスの内容 及び介護の報酬	介護の報酬の額	第五十四条の二第四 項において準用する 前条	第五十四条の二第四 項において準用する 前条

#### 第七条及び第八条 削除

#### 附 則

(介護保険法の一一部改正に伴う経過措置)

一 介護保険法の一部改正に伴う経過措置  
号) の施行に伴い、同法第十四条の規定による改正後の生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により介護予防を担当させる機関として指定を受けるべきこととなる病院、診療所及び薬局(介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条により改正後の介護保険法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされたものに限る。)のうち、この命令の施行の際現に第五十四条の二第一項の規定により居宅介護を

担当させる機関として指定を受けている病院、診療所及び薬局は

第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなす。ただし、

当該病院、診療所又は薬局の開設者が施行日の前日までに、別段

の申出をしたときは、この限りでない。

四 法附則第十一項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の

据置期間を含む。）とする。

（国の貸付金の償還期間等）

五〇八 （略）

（国の貸付金の償還期間等）  
法附則第十一項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の  
据置期間を含む。）とする。

（略）

四九七

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）  
(附則第十二条関係)

改 正 案

現 行

（傍線の部分は改正部分）

（老人福祉に関する事務）

第一百七十四条の三十一の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する老人福祉に関する事務は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）及び老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）並びに地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下この条及び第一百七十四条の四十九の十において「介護施設整備法」という。）第六条、第七条及び第九条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（老人福祉法第六条の二第一項及び第二項の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第七条の規定による社会福祉事業の設置、指定都市が行う同法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業（以下この条及び第一百七十四条の四十九の十において「老人居宅生活支援事業」という。）又は指定都市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターに係る同法第十八条（第二項を除く。）及び第十八条の二の規定による質問等、指定都市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る同法第十八条（第一項を除く。）及び第十九条の規定による質問等、同法第二十条の八の規定による市町村老人福祉計画に関する意見等、同法第二十条の九の規定による都道府県老人福祉計画の作成等、同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言並びに同法第二十九条の規定による有料老人ホームに係る質問等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令並びに介護施設整備法第六条、第七条及び第九条中

（老人福祉に関する事務）

第一百七十四条の三十一の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する老人福祉に関する事務は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）及び老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）並びに地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下この条及び第一百七十四条の四十九の十において「介護施設整備法」という。）第六条、第七条及び第九条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（老人福祉法第六条の二第一項及び第二項の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第七条の規定による社会福祉事業の設置、指定都市が行う同法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業（以下この条及び第一百七十四条の四十九の十において「老人居宅生活支援事業」という。）又は指定都市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターに係る同法第十八条（第二項を除く。）及び第十八条の二の規定による質問等、指定都市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る同法第十八条（第一項を除く。）及び第十九条の規定による質問等、同法第二十条の八の規定による市町村老人福祉計画に関する意見等、同法第二十条の九の規定による都道府県老人福祉計画の作成等、同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言並びに同法第二十九条の規定による有料老人ホームに係る質問等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令並びに介護施設整備法第六条、第七条及び第九条中

都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

（略）

3 第一項の場合においては、老人福祉法第十四条、第十四条の二及び第十五条第二項中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同条第三項中「市町村」とあるのは、「指定都市以外の市町村」と、同条第五項及び同法第十六条第一項中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同条第二項中「市町村」とあるのは、「指定都市以外の市町村」と、同法第十八条第一項及び第十八条の二第二項中「老人居宅生活支援事業を行う者」とあるのは、「老人居宅生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、「老人介護支援センターの設置者」とあるのは、「老人介護支援センターの設置者（都道府県を除く。）」と、「同法第十八条第二項中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「特別養護老人ホーム（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」と、「同法第十八条の二第一項中「認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者」とあるのは、「認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者（都道府県を除く。）」と、「同法第十九条第一項中「特別養護老人ホームの設置者」とあるのは、「特別養護老人ホーム（都道府県を除く。）」と、「介護施設整備法第六条第一項の設置者（都道府県を除く。）」と、「介護施設整備法第六条第一項」と、「同法第十八条の二第一項中「認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者」とあるのは、「認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者（都道府県を除く。）」と、「同法第十九条第一項中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「特別養護老人ホーム（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」と、「同法第十九条第一項中「特別養護老人ホームの設置者」とあるのは、「老人介護支援センターの設置者（都道府県を除く。）」と、「同法第十九条第二項中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「特別養護老人ホーム（都道府県を除く。）」と、「同法第十九条第二項中「公表するとともに、関係市町村にその写しを送付しなければならない」とあるのは、「公表しなければならない」と読み替えるものとする。

4 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、老人福祉法第十八条第一項の規定による老人居宅生活支援事業、老人短期入所施設又は老人福祉法施行令並びに介護施設整備法第六条、第七条及び第九条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（老人福祉法第六条の二第一項及び第二項の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第七条の規定による社会福祉事務の設置、中核市が行う老人居宅生活支援事業又は中核市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターに係る同法第十八条（第二項を除く。）及び第十八条の二の規定による質問等、中核市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る同法第十八条（第一項を除く。）及び第十九条の規定による質問等、同法第二十条の八の規定による市町村に対する助言並びに同法第十九条の規定による有料老人ホームに係る質問等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第一百七十四条の二第一項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令並びに介護施設整備法第六条、第七条及び第

都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

（略）

3 第一項の場合においては、老人福祉法第十四条、第十四条の二及び第十五条第二項中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同条第三項中「市町村」とあるのは、「指定都市以外の市町村」と、同条第五項及び同法第十六条第一項中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同条第二項中「市町村」とあるのは、「指定都市以外の市町村」と、同法第十八条第一項及び第十八条の二第二項中「老人居宅生活支援事業を行う者」とあるのは、「老人居宅生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、「老人介護支援センターの設置者」とあるのは、「老人介護支援センターの設置者（都道府県を除く。）」と、「同法第十八条第二項中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「特別養護老人ホーム（都道府県を除く。）」と、「介護施設整備法第六条第一項の設置者（都道府県を除く。）」と、「介護施設整備法第六条第一項」と、「同法第十八条の二第一項中「認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者」とあるのは、「認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者（都道府県を除く。）」と、「同法第十九条第一項中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「特別養護老人ホーム（都道府県を除く。）」と、「同法第十九条第一項中「特別養護老人ホームの設置者」とあるのは、「老人介護支援センターの設置者（都道府県を除く。）」と、「同法第十九条第二項中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「特別養護老人ホーム（都道府県を除く。）」と、「同法第十九条第二項中「公表するとともに、関係市町村にその写しを送付しなければならない」とあるのは、「公表しなければならない」と読み替えるものとする。

等に関する規定、同法第十八条の二第一項の規定による認知症対応型老人共同生活援助事業の保全措置の改善についての都道府県知事の命令に関する規定、同条第二項の規定による老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人福祉法施行令並びに介護施設整備法第六条、第七条及び第九条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（老人福祉法第六条の二第一項及び第二項の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第七条の規定による社会福祉事務の設置、中核市が行う老人居宅生活支援事業又は中核市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターに係る同法第十八条（第二項を除く。）及び第十八条の二の規定による質問等、中核市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る同法第十八条（第一項を除く。）及び第十九条の規定による質問等、同法第二十条の八の規定による市町村に対する助言並びに同法第十九条の規定による有料老人ホームに係る質問等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第一百七十四条の二第一項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令並びに介護施設整備法第六条、第七条及び第

等に関する規定、同法第十八条の二第一項の規定による老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定及び同法第十九条第一項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの施設の設備又は運営の改善についての都道府県知事の命令等に関する規定は、これを適用しない。

#### （老人福祉に関する事務）

##### 第一百七十四条の四十九の十 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する老人福祉に関する事務は、

老人福祉法及び老人福祉法施行令並びに介護施設整備法第六条、第七条及び第九条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（老人福祉法第六条の二第一項及び第二項の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第七条の規定による社会福祉事務の設置、中核市が行う老人居宅生活支援事業又は中核市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターに係る同法第十八条（第二項を除く。）及び第十八条の二の規定による質問等、中核市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る同法第十八条（第一項を除く。）及び第十九条の規定による質問等、同法第二十条の八の規定による市町村に対する助言並びに同法第十九条の規定による有料老人ホームに係る質問等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第一百七十四条の二第一項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令並びに介護施設整備法第六条、第七条及び第

#### （老人福祉に関する事務）

##### 第一百七十四条の四十九の十 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する老人福祉に関する事務は、

老人福祉法及び老人福祉法施行令並びに介護施設整備法第六条、第七条及び第九条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（老人福祉法第六条の二第一項及び第二項の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第七条の規定による社会福祉事務の設置、中核市が行う老人居宅生活支援事業又は中核市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターに係る同法第十八条（第二項を除く。）及び第十八条の二の規定による質問等、中核市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る同法第十八条（第一項を除く。）及び第十九条の規定による質問等、同法第二十条の八の規定による市町村に対する助言並びに同法第十九条の規定による有料老人ホームに係る質問等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第一百七十四条の二第一項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令並びに介護施設整備法第六条、第七条及び第

九条中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、老人福祉法第十四条、第十四条の三及び第十五条第二項中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同条第三項中「市町村」とあるのは、「中核市以外の市町村」と、同条第五項及び同法第十六条第一項中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同条第二項中「市町村」とあるのは、「中核市以外の市町村」と、同法第十八条第一項及び第十九条の二第一項中「老人居宅生活支援事業を行う者」とあるのは、「老人居宅生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、「老人介護支援センターの設置者」とあるのは、「老人介護支援センターの設置者（都道府県を除く。）」と、同法第十八条第一項及び第十九条の二第一項中「老人居宅生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、「老人居宅生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、「老人介護支援センターの設置者」とあるのは、「老人八条第二項中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「特別養護老人ホーム（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」と、「同法第十八条の二第一項中「認知症対応型老人共同生活援助事業を行なう者（都道府県を除く。）」と、「介護施設整備法第六条第五項中「公表しなければならない」とあるのは、「公表しなければならない」とする。

3 (略)

2 前項の場合においては、老人福祉法第十四条、第十四条の三及び第十五条第二項中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同条第三項中「市町村」とあるのは、「中核市以外の市町村」と、同条第五項及び同法第十六条第一項中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同条第二項中「市町村」とあるのは、「中核市以外の市町村」と、同法第十八条第一項及び第十九条の二第一項中「老人居宅生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、「老人介護支援センターの設置者」とあるのは、「老人八条第二項中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「特別養護老人ホーム（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」と、「同法第十九条第一項中「特別養護老人ホームの設置者」とあるのは、「老人介護支援センターの設置者（都道府県を除く。）」と、同法第十九条第一項中「特別養護老人ホームの設置者（都道府県を除く。）」と、「介護施設整備法第六条第五項中「公表するとともに、関係市町村にその写しを送付しなければならない」とあるのは、「公表しなければならない」とする。

3 (略)

○国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）（抄）  
(附則第十三条関係)

改 正 案

第一条の一 (略)

2 (5) (略)

6 法第二条第二項第五号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げるサービスとする。

1 介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）の規定による通所介護若しくは短期人所生活介護に係る特例居宅介護サービス費の支給に係る者に対する居宅サービス、認知症対応型通所介護に係る特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者に対する地域密着型介護予防サービス

人所生活介護に係る特例介護予防サービス費の支給に係る者に対する介護予防サービス又は介護予防認知症対応型通所介護に係る特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者に対する居宅介護又は介護予防短期人所生活介護又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設人所生活介護又は介護保険法の規定による地域密着型介護予防通所介護に係る介護扶助に係る者に対する居宅介護

7 法第二条第二項第五号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるサービスとする。

1 生活保護法の規定による通所介護、短期人所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防短期人所生活介護又は介護予防認知症対応型通所介護に係る介護扶助に係る者に対する居宅介護又は介護予防

1 生活保護法の規定による通所介護、短期人所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防短期人所生活介護又は介護予防認知症対応型通所介護に係る介護扶助に係る者に対する居宅介護又は介護予防

1 特例施設介護サービス費の支給に係る者に対する施設サービス

1 生活保護法の規定による地域密着型介護老人福祉施設人所生活介護又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る介護扶助に係る者に対する施設介護

1 生活保護法の規定による介護福祉施設サービスに係る介護扶助に係る者に対する施設介護

○防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）  
 （附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
（自衛官等が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）	（自衛官等が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）	（自衛官等が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）	（自衛官等が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）	（自衛官等が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）

第十七条の七　自衛官若しくは学生が退職し又は訓練募集等に応じている予備自衛官等が訓練募集等の期間を終了し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合において、その者が退職し又は訓練募集等の期間を終了した際に療養の給付若しくは入院時食事療養費、特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当するサード介護サービス第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十三項に規定する施設サービスに係るものに限る。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養費に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）の支給を受けているときは、当該疾病又は負傷及び病又は負傷及びこれらにより生じた疾病について継続して療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を行うものとする。

の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を行うものとする。

2・3 (略)

(療養の給付等の制限等)

第十七条の八 (略)

2・3 (略)

(療養の給付等の制限等)

第十七条の八 (略)

2・3 (略)

4 療養の給付又は入院時食事療養費若しくは特定療養費の支給へ  
健康保険法第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣の定める療  
養に係る給付又は支給を除く。)は、介護保険法第四十八条第一  
項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条  
第二十六項に規定する療養病床等に入院している自衛官等又は自  
衛官等であつた者については、行わない。

5・6 (略)

4 療養の給付又は入院時食事療養費若しくは特定療養費の支給へ  
健康保険法第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣の定める療  
養に係る給付又は支給を除く。)は、介護保険法第四十八条第一  
項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条  
第二十三項に規定する療養病床等に入院している自衛官等又は自  
衛官等であつた者については、行わない。

5・6 (略)

○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）（抄）  
(附則第十五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行
(特別養護老人ホーム等に準ずる施設又は事業)			(特別養護老人ホーム等に準ずる施設又は事業)	
第一条の二 法第二条第三項第二号の政令で定める施設又は事業は 、次に掲げる施設又は事業とする。 老人福祉法に規定する経営老人ホームであつて、介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文、第四十 二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の指定に係るも の			第一条の二 法第二条第三項第三号の政令で定める施設又は事業は 、次に掲げる施設又は事業とする。 老人福祉法に規定する経営老人ホームであつて、介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文又は第四 十二条の二第一項本文の指定に係るもの	
二一四 (略)	二一四 (略)			

（傍線の部分は改正部分）

	改	正	案	現	行
二・二十	（略）			（法第百条第十項の政令で定める法律の規定等）	
二十一	介護保険法第二十七条第三項（同法第二十八条第四項、 第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第一項及び第 三十二条第二項（同法第三十三条第四項）、第三十二条の二第二 項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用 する場合を含む。）に規定する政令で定める法律の規定は、次のとお りとする。			（法第百条第十項の政令で定める法律の規定等）	

2	（略）	（法第百条第十項の政令で定める法律の規定等）
		（法第百条第十項の政令で定める法律の規定等）
二・二十一	（略）	（法第百条第十項の政令で定める法律の規定等）
二十二	（略）	（法第百条第十項の政令で定める法律の規定等）

二十二（略）（法第百条第十項の政令で定める法律の規定等）

二十三（略）（法第百条第十項の政令で定める法律の規定等）

二十四（略）（法第百条第十項の政令で定める法律の規定等）

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）  
（附則第十七条関係）  
(傍線の部分は改正部分)

	改	正	案	現	行
一・一	（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）	（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）			
一・二	第一条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる 業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合を除く。）とす る。	第一条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる 業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合を除く。）とす る。			
一・三	・ 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する 医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一 項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生 労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」 という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条 において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第 百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（ 以下この条において「介護老人保健施設」という。）又は医療 を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）に おいて行われるものに限る。）	・ 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する 医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一 項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生 労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」 という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条 において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第 百二十三号）第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設（ 以下この条において「介護老人保健施設」という。）又は医療 を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）に おいて行われるものに限る。）			
一・四	四 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第一 条、第二条、第五条、第六条及び第二十一条第一項に規定する 業務（他の法令の規定により、同条第一項及び第二十二条の規 定にかかるわらず、診療の補助として行うことができることとさ れている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設又は 居宅において行われるもの（介護保険法第八条第三項に規定す る訪問人浴介護及び同法第八条の二第三項に規定する介護予防 訪問人浴介護に係るものを除く。）に限る。）	四 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第一 条、第二条、第五条、第六条及び第二十一条第一項に規定する 業務（他の法令の規定により、同条第一項及び第二十二条の規 定にかかるわらず、診療の補助として行うことができることとさ れている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設又は 居宅において行われるもの（介護保険法第七条第七項に規定す る訪問人浴介護に係るものを除く。）に限る。）			
五・八	（略）	（略）			

○地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百五号）（抄）

（附則第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
（大都市等の特例） 第三条（略）	（法第二条第三項第四号の政令で定める施設） 第三条 法第二条第三項第四号の政令で定める施設は、老人福祉法 （昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十九条第一項に規定する 有料老人ホームとする。			
2（略） （大都市等の特例） 第四条（略）	（法第二条第三項第四号の政令で定める施設） 第三条 法第二条第三項第四号の政令で定める施設は、老人福祉法 （昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十九条第一項に規定する 有料老人ホームとする。			

○厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（附則第十九条関係）

改	正	案	現	行
（老健局の所掌事務） 第十二条 老健局は、次に掲げる事務をつかさどる。 （六）（略） 七）（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の規定による高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に関すること。） （看護課の所掌事務） 第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一）（略） 一）看護師等の人材確保の促進に関する法律の規定による看護師等の確保に関すること（指定居宅サービス事業者（訪問看護に係る指定を受けている者に限る。）、指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護に係る指定を受けている者に限る。）及び介護老人保健施設の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び企画及び立案並びに調整に関することを除く。） 二）（略） （計画課の所掌事務） 第一百五十五条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一）（四）（略） 五）介護保険法第八条第十六項に規定する認知症に関する対策の企画及び立案並びに調整に関すること。 （計画課の所掌事務） 第一百五十五条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一）（四）（略） 五）介護保険法第七条第十五項に規定する認知症に関する対策の企画及び立案並びに調整に関すること。	（老健局の所掌事務） 第十二条 老健局は、次に掲げる事務をつかさどる。 （六）（略） （看護課の所掌事務） 第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一）（略） 一）看護師等の人材確保の促進に関する法律の規定による看護師等の確保に関すること（指定居宅サービス事業者（訪問看護に係る指定を受けている者に限る。）及び介護老人保健施設の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び指導課の所掌に属するものを除く。） 二）（略） （計画課の所掌事務） 第一百五十五条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一）（四）（略） 五）介護保険法第七条第十五項に規定する認知症に関する対策の企画及び立案並びに調整に関すること。	（傍線の部分は改正部分）		

六一八 (略)

九 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定による高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に関すること。

(老人保健課の所掌事務)

第一百七条 老人保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 介護保険法に規定する指定居宅サービスに要する費用の額の基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の基準、指定施設サービス等に要する費用の額の基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の基準、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額のこと。

四 介護保険法に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額に関すること。

五 介護保険法に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額、居宅介護住宅改修費支給限度基準額、介護予防福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額に関すること。

六 (略)

六一八 (略)

(老人保健課の所掌事務)

第一百七条 老人保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 介護保険法に規定する指定居宅サービスに要する費用の額の基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の基準に関すること。

四 介護保険法に規定する居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額に関すること。

五 介護保険法に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額、居宅介護住宅改修費支給限度基準額、居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額に関すること。

六 (略)

○ 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（抄）

（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案
（貸付けを受けることができる者）	（貸付けを受けることができる者）	（貸付けを受けることができる者）
第一条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。	第一条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。	第一条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。
一・六 (略)	一・六 (略)	一・六 (略)

七 老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人デイサービス事業、同条第四項に規定する老人短期入所事業若しくは同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う法人（国及び地方公共団体を除く。以下この号において同じ。）又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター若しくは同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設を設置し、若しくは経営する法人

八 老人福祉法第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う法人（民法第三十四条の規定により設立した法人）

七 老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人デイサービス事業、同条第四項に規定する老人短期入所事業若しくは同条第五項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う法人（国及び地方公共団体を除く。以下この号において同じ。）又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター若しくは同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設を設置し、若しくは経営する法人

○地域における多様な需要に応じた公的賃住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）  
(附則第二十一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行
○障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第 二〇二号）（抄） (附則第二十二条関係)	○障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第 二〇二号）（抄） (附則第二十二条関係)	○障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第 二〇二号）（抄） (附則第二十二条関係)	○障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第 二〇二号）（抄） (附則第二十二条関係)	○障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第 二〇二号）（抄） (附則第二十二条関係)
改	正	案	現	行
（病院又は診療所に準ずる医療機関） 第三十七条 法第五十九条第一項の病院又は診療所に準ずるものと して政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 （略）				

傍線の部分は改正部分

○厚生保険特別会計法施行令（昭和十九年勅令第四百七十号）（抄）  
(附則第二十三条関係)

○厚生保険特別会計法施行令（昭和十九年勅令第四百七十号）（抄）  
(附則第二十三条関係)

現行

改

案

附則

附則

9 厚生保険特別会計法附則第十九条第二項第一号ニ規定スル政令  
ヲ以テ定ムル補助ハ社会保険診療報酬支払基金ガ行フ老人保健法  
(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第二項ニ規定スル事業  
ニシテ左ニ掲タル者ニ係ルモノ(第四号ニ掲タル者ニ係ルモノニ  
在リテハ同号ニ規定スル介護老人保健施設ノ整備ニ係ルモノニ限  
ル)ニ対スル補助トス  
一(三) (略)  
四 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十五項  
ニ規定スル介護老人保健施設ヲ開設スル医療法人、社会福祉法  
人其ノ他厚生労働大臣ガ定ムル者

9 厚生保険特別会計法附則第十九条第二項第一号ニ規定スル政令  
ヲ以テ定ムル補助ハ社会保険診療報酬支払基金ガ行フ老人保健法  
(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第一項ニ規定スル事業  
ニシテ左ニ掲タル者ニ係ルモノ(第四号ニ掲タル者ニ係ルモノニ  
在リテハ同号ニ規定スル介護老人保健施設ノ整備ニ係ルモノニ限  
ル)ニ対スル補助トス  
一(三) (略)  
四 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第二十二項  
ニ規定スル介護老人保健施設ヲ開設スル医療法人、社会福祉法  
人其ノ他厚生労働大臣ガ定ムル者

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）  
(附則第二十三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

別表第一（第一条、第二条の四関係）

改

正

案

(略)

改

正

案

四 口イ 病院  
　　診療所  
ハ 臨床検査技師、衛生  
　　検査技師等に関する法  
律(昭和三十三年法律  
第76号)第二十条  
の二第一項に規定する  
衛生検査所

感染性廃棄物（感染性病  
原体が含まれ、若しくは  
付着している廃棄物又は  
これらのおそれのある廃  
棄物をいう。以下同じ。  
）であつて、別表第二の  
下欄に掲げるもの以外の  
もの

二 介護保険法(平成九  
年法律第百二十三号)  
第八条第二十五項に規  
定する介護老人保健施  
設

ホ イからニまでに掲げ  
るもののか、人が感  
染し、又は感染するお  
それのある病原体(以  
下この項において「感  
染性病原体」という。  
)を取り扱う施設であ  
つて、環境省令で定め

別表第一（第一条、第二条の四関係）

現

行

(略)

現

行

四 口イ 病院  
　　診療所  
ハ 臨床検査技師、衛生  
　　検査技師等に関する法  
律(昭和三十三年法律  
第76号)第二十条  
の二第一項に規定する  
衛生検査所

感染性廃棄物（感染性病  
原体が含まれ、若しくは  
付着している廃棄物又は  
これらのおそれのある廃  
棄物をいう。以下同じ。  
）であつて、別表第二の  
下欄に掲げるもの以外の  
もの

二 介護保険法(平成九  
年法律第百二十三号)  
第七条第二十二項に規  
定する介護老人保健施  
設

ホ イからニまでに掲げ  
るもののか、人が感  
染し、又は感染するお  
それのある病原体(以  
下この項において「感  
染性病原体」という。  
)を取り扱う施設であ  
つて、環境省令で定め

四 口イ 病院  
　　診療所  
ハ 臨床検査技師、衛生  
　　検査技師等に関する法  
律(昭和三十三年法律  
第76号)第二十条  
の二第一項に規定する  
衛生検査所

感染性廃棄物（感染性病  
原体が含まれ、若しくは  
付着している廃棄物又は  
これらのおそれのある廃  
棄物をいう。以下同じ。  
）であつて、別表第二の  
下欄に掲げるもの以外の  
もの

二 介護保険法(平成九  
年法律第百二十三号)  
第八条第二十五項に規  
定する介護老人保健施  
設

ホ イからニまでに掲げ  
るもののか、人が感  
染し、又は感染するお  
それのある病原体(以  
下この項において「感  
染性病原体」という。  
)を取り扱う施設であ  
つて、環境省令で定め

ホ イからニまでに掲げ  
るもののか、人が感  
染し、又は感染するお  
それのある病原体(以  
下この項において「感  
染性病原体」という。  
)を取り扱う施設であ  
つて、環境省令で定め

るもの

るもの

○大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）  
(附則第二十三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改

正

案

(地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業)

第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。

（十三）

(地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業)

第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。

（十二）

(地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業)

第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。

（十一）

現

行

十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）第五十条に規定する精神障害者社会復帰施設、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、児童防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第八条第二十五回に規定する介護老人保健施設

十五（二十三）（略）

十五（二十三）（略）

十五（二十三）（略）

改	正	案
（対策計画を作成すべき施設又は事業）	（対策計画を作成すべき施設又は事業）	（対策計画を作成すべき施設又は事業）

第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他条例に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。

（略）

## 十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第七条に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、児童防止法（昭和三十一年法律第二百十八号）第三十一条に規定する婦人保護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設

十五（略）

現	行
（対策計画を作成すべき施設又は事業）	（対策計画を作成すべき施設又は事業）

第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他条例に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。

（略）

## 十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第七条に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、児童防止法（昭和三十一年法律第二百十八号）第三十一条に規定する婦人保護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第二十一項に規定する介護老人保健施設

十五（略）

改	正	案
（公共的な施設の範囲）	（公共的な施設の範囲）	（公共的な施設の範囲）
第四条 法第二十一条第五号に規定する政令で定める公共的な施設は、次に掲げるものとする。 一 介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第七条第一十一項に規定する介護老人保健施設 二 （略）	第四条 法第二十一条第五号に規定する政令で定める公共的な施設は、次に掲げるものとする。 一 介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第七条第一十一項に規定する介護老人保健施設 二 （略）	（傍線の部分は改正部分）

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（抄）

（附則第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
---	---	---	---	---

（対策計画を作成すべき施設又は事業）  
第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設については、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。  
一〇十三（略）

十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第二項に規定する精神障害者社会復帰施設、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、児童福祉施設（昭和三十九年法律第二百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設  
十五〇二十四（略）

（対策計画を作成すべき施設又は事業）  
第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設については、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。  
一〇十三（略）

十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、生活保護法（昭和三十九年法律第二百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設  
十五〇二十四（略）

改	正	案	現	行
（政令で定める機関）				
第二条の三 法第三十六条第一項に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 （略）	第二条の三 法第三十六条第一項に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。			
二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）	二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。）			

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行

（政令で定める機関）  
第八条の二 法第十二条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 （略）  
二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

（政令で定める機関）  
第八条の一 法第十二条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 （略）  
二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。）

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）（抄）  
(附則第二十四条関係)

改	正	案	現	行

（政令で定める機関）  
第十条 法第十二条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 （略）  
二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）  
（略）

（政令で定める機関）  
第十条 法第十二条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 （略）  
二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第七条第八項に規定する訪問看護を行う者に限る。）

2

2

（略）

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）（抄）  
(附則第二十四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行
<p>（病院又は診療所に準ずる機関）</p> <p>第一条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）</p>	<p>（病院又は診療所に準ずる機関）</p> <p>第一条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）</p>			

○国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第一百七号）（抄）  
(附則第二十五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行	
<p>（特例継続組合員に係る長期給付の特例等）</p> <p>第七条の八 特例継続組合員に係る法第七十六条第一項、第八十七条第一項、第八十七条の五第一項、第八十七条の六、第八十七条の七、第八十八条第一項、第八十九条第二項、第一百三条第一項、第一百十二条第二項又は第一百十五条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（特例継続組合員に係る長期給付の特例等）</p> <p>第七条の八 特例継続組合員に係る法第七十六条第一項、第八十七条第一項、第八十七条の五第一項、第八十七条の六、第八十七条の七、第八十八条第一項、第八十九条第二項、第一百三条第一項、第一百十二条第二項又は第一百十五条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>				
<p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>（特例継続組合員に係る長期給付の特例等）</p> <p>第七条の八 特例継続組合員に係る法第七十六条第一項、第八十七条第一項、第八十七条の五第一項、第八十七条の六、第八十七条の七、第八十八条第一項、第八十九条第二項、第一百十三条第一項、第一百十二条第二項又は第一百十五条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>					

(略)	附 則	改 正 案	病について療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給、健康保険若しくはこれに相当する制度による療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給、介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給又は労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）の規定による療養補償給付若しくは療養給付を受けている者でこれらの給付の支給開始後五年を経過していないものにあっては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条及び第八十七条の七において同じ。）に、その傷病の結果として、当該政令で定める程度の障害の状態にあるとき
(略)	(略)	(略)	(略)

○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）  
(附則第二十五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

(略)	附 則	現 行	病について療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給、健康保険若しくはこれに相当する制度による療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給、介護保険法の規定による居宅介護サービス費、居宅支援サービス費若しくは特例居宅支援サービス費、特例施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給又は労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償若しくは療養給付を受けている者でこれらの給付の支給開始後五年を経過していないものにあっては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条及び第八十七条の七において同じ。）に、その傷病の結果として、当該政令で定める程度の障害の状態にあるとき
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	附 則	改 正 案	第三十条の十 特例継続組合員に係る長期給付の特例等
(略)	(略)	(略)	第三十条の十 特例継続組合員に係る法第四十四条第二項、第七十八条第一項、第八十二条第一項、第八十七条第二項、第九十二条第二項、第九十三条第一項、第九十六条第一項、第九十七条第一項、第九十九条第一項、第九十九条の二第二項、第一百七十七条第一項、第一百四十四条の二十三第二項若しくは第一百四十四条の二十六第二項又は施行法第十条第三項若しくは第三十六条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	附 則	現 行	第三十条の十 特例継続組合員に係る長期給付の特例等
(略)	(略)	(略)	第三十条の十 特例継続組合員に係る法第四十四条第二項、第七十八条第一項、第八十二条第一項、第八十七条第二項、第九十二条第二項、第九十三条第一項、第九十六条第一項、第九十七条第一項、第九十九条第一項、第九十九条の二第二項、第一百七十七条第一項、第一百四十四条の二十三第二項若しくは第一百四十四条の二十六第二項又は施行法第十条第三項若しくは第三十六条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
(略)	(略)	(略)	(略)

病について療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給、健康保険若しくはこれに相当する制度による療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給、介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給又は労働基準法（昭和二十一年法律第五十号）の規定による療養補償若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）の規定による療養補償給付若しくは療養給付を受けている者でこれらの給付の支給開始後五年を経過していないものにあっては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条及び第八十七条の七において同じ。）に、その傷病の結果として、当該政令で定める程度の障害の状態にあるとき

会員の資格を喪失した場合において、その

請求をした日若しくは当該特例継続組合員の資格を喪失した日（これらの日に当該傷

病について療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給、健康保険若しくはこれに相当する制度による療養の給付若しくは特定療養費、療養費

若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療

養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給、介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費「特例施設介護サービス

費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の

規定による療養補償若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付若しくは療養給付を受けている者でこれらの給付の支給開始後五年を経過していないものにあつては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条及び第九十八条において同じ。」に、その傷病の結果として、当該政令で定める程度の障害の状態にあるとき

会員の資格を喪失した場合において、その

請求をした日若しくは当該特例継続組合員の資格を喪失した日（これらの日に当該傷

病について療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給、健康保険若しくはこれに相当する制度によ

る療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療

養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給、介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特

例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付若しくは療養給付を受けている者でこれらの給付の支給開始後五年を経過していないものにあつては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条及び第九十八条において同じ。」に、その傷病の結果として、当該政令で定める程度の障害の状態にあるとき

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

○厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）（抄）

（附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改

正

案

現

行

（国家公務員共済組合法中長期給付の支給要件に関する規定の技術的読替え）	
第八条 平成八年改正法附則第三十一条の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法中長期給付の支給要件に関する規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	

（略）	（略）	（略）	（略）
第八十七条の五第 一項			
公務	（施行の日の前日） において、その退職の日（	（施行の日の前日） において、その退職の日（	（施行の日の前日） において、その退職の日（
又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付	又は介護保険法（平成九年法律第一百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人保健法の	又は介護保険法（平成八年改正法附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。）	又は介護保険法（平成八年改正法附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。）

（略）	（略）	（略）	（略）
第八十七条の五第 一項			
公務	（施行の日の前日） において、その退職の日（	（施行の日の前日） において、その退職の日（	（施行の日の前日） において、その退職の日（
又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（以下同じ。）の組合員であつたものに限る。）が、施行日以後において、平成八年改正法附則第三条第八号の規定する旧適用法人共済組合（平成八年改正法附則第四十条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた第五十九条第一項若しくは老人保健法の規定により繼續してこれら給付に相当するもの（施行日前において旧適用法人共済組合が支給していたものに係る傷病と同一の傷病について平成八年改正法附則第三十八条第一項に規定する新設	又は介護保険法（平成九年法律第一百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人保健法の	又は介護保険法（平成八年改正法附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。）	又は介護保険法（平成八年改正法附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。）

（略）	（略）	（略）	（略）
第八十七条の五第 一項			
公務	（施行の日の前日） において、その退職の日（	（施行の日の前日） において、その退職の日（	（施行の日の前日） において、その退職の日（
又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（以下同じ。）の組合員であつたものに限る。）が、施行日以後において、平成八年改正法附則第三条第八号の規定する旧適用法人共済組合（平成八年改正法附則第四十条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた第五十九条第一項若しくは老人保健法の規定により繼續してこれら給付に相当するもの（施行日前において旧適用法人共済組合が支給していたものに係る傷病と同一の傷病について平成八年改正法附則第三十八条第一項に規定する新設	又は介護保険法（平成九年法律第一百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人保健法の	又は介護保険法（平成九年法律第一百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人保健法の	又は介護保険法（平成九年法律第一百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人保健法の

（略）	（略）	（略）	（略）
第八十七条の五第 一項			
公務	（施行の日の前日） において、その退職の日（	（施行の日の前日） において、その退職の日（	（施行の日の前日） において、その退職の日（
又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（以下同じ。）の組合員であつたものに限る。）が、施行日以後において、平成八年改正法附則第三条第八号の規定する旧適用法人共済組合（平成八年改正法附則第四十条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた第五十九条第一項若しくは老人保健法の規定により繼續してこれら給付に相当するもの（施行日前において旧適用法人共済組合が支給していたものに係る傷病と同一の傷病について平成八年改正法附則第三十八条第一項に規定する新設	又は介護保険法（平成九年法律第一百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人保健法の	又は介護保険法（平成九年法律第一百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人保健法の	又は介護保険法（平成九年法律第一百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人保健法の

健保組合が支給するもの（平成八年改正法附則第四十三条第一項の規定によりな

り継続して受けているものを除く。）に限りある。」を引き続き受けている場合においては、これらの給付（当該新設健保組合が支給するもので

ある場合には、当該給付と同一の傷病について旧適用法人共済組合が支給した給付又は老人保健法の規定による給付）

(略)	。次条において同じ	（次条において「症状固定日」という
(略)	（略）	（略）

健保組合が支給するもの（平成八年改正法附則第四十三条第一項の規定によりな

り継続して受けているものを除く。）に限りある。」を引き続き受けている場合においては、これらの給付（当該新設健保組合が支給するもので

ある場合には、当該給付と同一の傷病について旧適用法人共済組合が支給した給付又は老人保健法の規定による給付）

(略)	。次条において同じ	（次条において「症状固定日」という
(略)	（略）	（略）

介護保険法施行令等の一部を改正する政令

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中介護保険法施行令附則第七条の次に次の十三条を加える改正規定（附則第八条ただし書及び附則第十条ただし書に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(介護員養成研修の経過措置)

第二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一条の規定による改正後の介護保険法施行令（以下「新令」という。）第三条第一項に規定する養成研修修了者とみなす。

一 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（以下「旧令」という。）第

三条第一項に規定する訪問介護員である者

二 この政令の施行の際現に旧令第三条第一項各号に掲げる研修を受講中の者であつて、この政令の施行後当該研修の課程を修了したことにつき、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

(介護員養成研修事業者の指定に関する経過措置)

第三条 この政令の施行の際現に旧令第三条第一項第二号に規定する訪問介護員養成研修事業者であるものについては、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）に、新令第三条第一項第二号の指定があつたものとみなす。

(指定試験実施機関等の指定に関する経過措置)

第四条 この政令の施行の際現に旧令第三十五条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を行ふ者に係る指定を受けている者については、施行日に、介護保険法の一部を改正する法律（以下「平成十七年改正法」という。）第三条の規定による改正後の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「新介護保険法」という。）第六十九条の二十七第一項の指定があつたものとみなす。

2 この政令の施行の際現に旧令第三十五条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修を行う者に係る

指定を受けている者については、施行日に、新介護保険法第六十九条の三十三第一項の指定があつたものとみなす。

#### (介護支援専門員の登録の経過措置)

第五条 この政令の施行の際に旧令第三十五条の二第一項の登録（以下「旧登録」という。）を受けていた平成十七年改正法第三条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第七十九条第二項第一号の介護支援専門員は、施行日に、旧登録がされている旧令第三十五条の二第二項の介護支援専門員名簿を作成した都道府県知事により、新介護保険法第六十九条の二第一項の登録を受けたものとみなす。

#### (介護支援専門員証の経過措置)

第六条 旧令第三十五条の二第二項の介護支援専門員登録証明書（以下「登録証明書」という。）は、施行日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日（以下「経過期間終了日」という。）までを有効期間とする新介護保険法第六十九条の七第一項の介護支援専門員証とみなす。

一 当該登録証明書が作成された日が平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間である場合

合 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において当該登録証明書が作成された日に応当する日

一 当該登録証明書が作成された日が平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間である場合

合 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において当該登録証明書が作成された日に応当する日（当該登録証明書が作成された日に応当する日がない月においては、その月の翌月初日をいう。）

三 当該登録証明書が作成された日が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間である場合

合 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において当該登録証明書が作成された日に応当する日

#### (調査員養成研修等の経過措置)

第七条 次に掲げる者は、調査員養成研修（新令第三十七条の十四第一項に規定する調査員養成研修をいう。以下同じ。）を修了している者とみなし、調査員名簿（同項の調査員名簿をいう。以下同じ。）に登録するものとする。

一 この政令の施行の際現に調査員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了したことにつき、当該研修の事業を行つた者から交付された当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

二 この政令の施行の際現に調査員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中であり、この政令の施行後当該研修の課程を修了したことにつき、当該研修の事業を行つた者から交付された当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

- 2 新令第三十七条の十四第二項の規定は、前項の規定により調査員名簿への登録を受けた者について準用する。

(高額介護サービス費に関する特例)

第八条 特定被保険者（新令第二十二条の二第七項に規定する合計額が八十万円以下のものに限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（新令第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。以下この条において同じ。）に係る要介護被保険者利用者負担合算額（新令第二十二条の二第二項に規定する要介護被保険者利用者負担合算額をいう。以下この条において同じ。）から二万四千六百円を控除して得た額

が、新令第二十二条の二第二項の規定により当該特定被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該特定被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、同項の規定にかかわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から二万四千六百円を控除して得た額とすることができる。

- 2 特定被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有しているものに限る。）が同一の月において受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、新令第二十二条の二第二項の規定により当該特定被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該特定被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、同項の規定にかかわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とすることができる。

3 前二項の特定被保険者は、次の各号に掲げる要介護被保険者（介護保険法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。）とする。

一 居宅サービス等のあつた月が平成十八年七月から平成十九年六月の場合にあつては、地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第二項に該当する者及びその者と同一の世帯に属する者であつて平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第二項に該当する者に限る。）

一 居宅サービス等のあつた月が平成十九年七月から平成二十年六月の場合にあつては、地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者及びその者と同一の世帯に属する者であつて平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者に限る。）

（高額介護予防サービス費に関する特例）

第九条 高額介護予防サービス費に関する特例については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「居宅サービス等」とあるのは「介護予防サービス等」と、「第二十二条の二第一項」とあるのは「第二十二条の二第二項」と、「要介護被保険者利用者負担合算額」とあるのは「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」と、「第二十二条の二第二項」とあるのは「第二十九条の二第二項」と、同条第一項中「居宅サービス等」とあるのは「介護予防サービス等」と、「要介護被保険者利用者負担合算額」と、「第二十二条の二第二項」とあるのは「第二十九条の二第二項」と、同条第三項中「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」と、「第二十二条の二第二項」とあるのは「第二十九条の二第二項」とあるのは「第二十九条の二第二項」と、同条第三項中「要介護被保険者（介護保険法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。）とあるのは「居宅要支援被保険者（介護保険法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。）と、「居宅サービス等」とあるのは「介護予防サービス等」と、読み替えるものとする。

（高額介護サービス費等に関する経過措置）

第十条 施行日前に行われた居宅サービス（旧介護保険法第七条第五項に規定する居宅サービスをいい、これに相当するサービスを含む。）又は施設サービス（同条第二十項に規定する施設サービスをいう。）に

係る旧令第二十二条の二及び第二十九条の二の規定による高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支給については、なお従前の例による。